

平成21年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成21年6月8日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	安藤容子
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	教育長	栗本裕美
総務部長	池田善紀	総務課長	乾善亮
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西川肇
税務課長	面卷昭男	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	佐藤滋生	福祉課参事	清水修一
国保医療課長	植村俊彦	国保医療課参事	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生

都市建設部長	清水建也	建設課長	加藤保幸
観光産業課長	川端伸和	都市整備課長	藤川岳志
都市整備課参事	今西弘至	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	黒崎益範	上下水道部長	谷口裕司
上水道課長	清水孝悦	下水道課長	上田俊雄

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 4番 吉野議員

1、地域支援事業の実施について

「高齢者福祉における日常生活を支援するサービス」の中の「緊急通報装置の設置」について

- ①システムの内容について。
- ②対象となる世帯数及び実際に加入している世帯数について。
- ③この制度の周知はどのように行われてきたのか。
- ④今後の取り組みについて。

〔2〕 8番 西谷議員

1、公共下水道事業について

- ①公共下水道事業における町と町民の役割分担について。
- ②町民が自費で敷地内に施工する排水設備工事の前に、町が町民から下水道加入負担金10万円を徴収する理由は何か。
- ③下水道加入負担金条例と、地元説明会での町の説明にはズレがあるように思うが。
- ④町民が負担するにもかかわらず、町指定の排水設備業者にしか発注できないシステムだが、町はいつでも業者を選定し、このシステムで町民にどのような利点があるのか。
- ⑤供用開始から現在まで、下水道加入負担金をいくら徴収し、下水道に接続した世帯は何件か。
- ⑥町内で集中浄化の自治会はいくつあり、その集中浄化の種類と、すでに下水道に接続した自治会はいくつか。

⑦集中浄化の自治会で下水道に接続する場合、不要となった下水管の撤去は誰が行うのか。

⑧合併浄化槽の集中浄化の下水道への接続は。

⑨下水道工事の積算から発注までの経緯について、誰がどのように行うのか。

⑩今後の下水道事業の取り組みについて。

2、町民体育大会のアンケート調査について

①アンケート調査の地区ごとの回収率と、集計結果について、賛否の比率は。

②調査結果を踏まえた町の方針は。

〔3〕 1 1 番 飯高議員

1、介護支援ボランティア活動について

①介護支援ボランティア活動の認識と評価について問う。

②ポイント制度による介護支援ボランティア活動の導入推進について問う。

2、レジ袋削減について

①レジ袋削減の取り組み状況について問う。

②レジ袋有料化について問う。

3、担い手への農地集積の促進について

①農家の後継者育成の取り組みについて問う。

②農業体験農園について問う。

4、災害時要援護者の避難支援対策への取り組みと被災者支援システムについて

①災害時要援護者名簿・リストの状況と活用について問う。

②災害時要援護者の避難支援について問う。

③被災者支援システムについて問う。

〔4〕 5 番 伴議員

1、今後どのように歳入をふやされるのか

①高齢化問題に突入した現在、歳入をふやさなければ、住民サービスの低下が懸念される。どのように今後の町財政を考えておられるのか。

②たとえば、観光により町経済を活性化する・子育て支援により若い現役世代に住んでもらう・環境に配慮した企業誘致など…が考えられますが具体的に伺う。

2、土砂災害危険箇所今後の対応について

①今回、県から土砂災害のおそれがある（イエローゾーン）に指定された地域の近くにお住まいの方は不安に思われている。町としてどのように考えておられているのか伺う。

②自分の居る場所が危険であるということが分かった方に対する避難勧告はどのようになるのか。

③町だけでなく、今後どのように県や国に対策を要望されていくのか伺う。

〔5〕 2番 小林議員

1、ごみの減量について

①平成20年度各種ごみの処理費用について。

②事業系ごみ対策の充実について。

③平成20年度の各種団体による廃品回収の奨励金について。

④ごみゼロを目指したごみ学習教育について。

〔6〕 3番 中川議員

1、町道の管理について

①町道に私物を置かれた場合の対処。

②対処後、更に放置された場合。

2、町営住宅の申込み書類について

①どのような書類が必要なのか。

②必要な書類の管理は何年保管するのか。

3、町の所有する土地について

①追手団地の南側の空き地について。

②当該地の管理について。

③当該地の整備について。

4、墓地の管理について

①墓地は誰が管理するのか。

②管理者が無い場合、町としては指導する立場にあるのではないか。

〔7〕 14番 木澤議員

1、新型インフルエンザ対策について

①現在の状況認識について。

②今後の対応と対策について。

2、特別職の退職金について

①現在の退職金のあり方と金額についてどのように認識されているか。

②今後の対応と考え方について。

3、子どもの貧困問題について

①子どもを取り巻く社会情勢と問題認識について。

②次世代育成支援行動計画への位置づけについて。

4、耐震化の促進について

①斑鳩町耐震改修促進計画の進捗状況について。

②耐震改修等に伴う住宅リフォーム助成について。

〔8〕 13番 里川議員

1、生き生きプラザ斑鳩について

①歩行浴室について。

2、介護保険について

①認定基準が変わってからの状況と取り組みについて。

3、各部・課・室などの人員配置について

①今年度の人事異動による町の考え方について。

〔9〕 10番 浦野議員

1、通学路の安全確保について

①現状の通学路は、車・バイク・自転車等との接触事故と隣り合わせで決して安全な登下校を約束できるものではないと思うが、通学路の決定や安全対策について、どのように取り組んでいるのか、又、龍田西地区チサンマンション周辺の通学路は特に危険なものだが、通学路の変更はできないものかを問う。

2、コミュニティバスの有効活用について

①町内をバスが運行し、町民の町内移動の一端を担っているが、バス利

用の現状は、ガラガラ状態で、運行経路の効率化についてはかねがね議論されている。利用目的をもっと多目的に利用して、効率的なルート変更や一部有料化を再考しないのかを問う。

3、龍田川公園の紅葉復活について

①公園は人々のところに潤いを与えてくれます。町内でも歴史ある景勝地である龍田の紅葉を復活すべきであると思うがどうお考えですか。

[10] 12番 辻議員

1、北部配水池の整備計画について

①配水池の容量と一日の平均配水量及び給水戸数と町全体の給水割合について。

②配水池の建築年次と耐震診断等安全面でどのように管理されてきたのか。

③今後の計画について。

2、住みやすい、住みよい斑鳩を目指すためにも自治会集会所の整備と自治会運営の活性化について

①高齢者や障害のお持ちの方々地域の中で暮らしやすくするため、地域集会所のバリアフリーに対する補助率を現行の2分の1から3分の2へのアップについて。

②高齢者等が地域集会所を利用しやすい椅子等の備品の購入に対しても町補助の検討を。

③防犯灯補助の引き上げ及び発光ダイオード電球に対する補助制度について。

[11] 1番 宮崎議員

1、三代川改修について

①何年までに改修されるのか。

②県土木の考え方で進めていいのか。

③町及び住民の意見を取り入れ改修してもらえないのか。

2、安堵王寺線の再検討を

①三代川堤防の道路を拡幅しているのに必要なのか、理由は。

3、公園、便所について

①パトロールをどのように行っているのか。

②樹木・虫などの管理は。

③藤ノ木古墳に便所が無いが、史跡中宮寺跡は。

4、R 2 5 中宮寺前、万代北交差点、万代南のバス停（コミュニティバス）

①進捗状況。

1、本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、4番、吉野議員の一般質問をお受けいたします。4番、吉野議員。

○4番(吉野俊明君) おはようございます。

早いもので、住民の皆さんから議場へ送っていただきましてから3年目となりまして、今回で9回目の一般質問となりましたが、トップバッターは初めてでありまして、実はもう一つトップというのがありまして、今日こうして向き合っていただいています理事者側、それから議員の中では、私が一番の老人ではないかと思えます。

そこで、今回は、高齢者の立場から質問させていただきます。

今回の質問事項については、厚生常任委員会で過去2度発言させていただいておりまして、今回で3度目ということになります。この間、県庁の担当部課をはじめ近隣の各自治体はもちろんのこと、多くの自治体を訪問して直接担当者と面接し、関係書類を見せていただき、話を聞かせていただきました。当然、ただの住民としてであります。

ここに、当町発行の住民生活部福祉課編集の「高齢者福祉ガイドブック」というものがあります。大変整然とまとめられておりまして、広報いかるがしかり、議会だよりしかり、この方面でも我が斑鳩町は大変優れているなあと改めて思いました。

この冊子の中で、高齢者福祉サービスとしては19項目に分けて説明されておりまして、その中の1項目が、今回質問させていただきます緊急通報装置であります。

まず、このシステムの内容について説明していただきたいと思えます。

○議長(中西和夫君) 西本住民生活部長。

○住民生活部長(西本喜一君) 緊急通報装置に係りますシステムの内容でございます。

この斑鳩町緊急通報装置貸与事業は、ひとり暮らし高齢者等に対し緊急通報装置を貸与し、高齢者等の急病や災害等の緊急時に、あらかじめ組織された地域支援体制等により、迅速かつ適切な対応を図り、その福祉の増進に資することを目的として、平成2年4月から実施をしております。

その対象者といたしましては、在宅で概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などで、安否の確認が必要な方としており、所得による制限等は設けておりません。

この事業の内容といたしましては、利用者が自宅に設置された緊急通報装置のボタンを押すと、委託業者へ自動通報され、通報を受けた委託業者は、電話にて利用者の状況を確認をいたします。次に、委託業者は、その状況に応じて協力者へ安否確認の出動要請を行い、場合によっては直接消防署へ出動要請を行います。また、協力者は、利用者の家へ出動し、利用者の様態の確認を行い、必要に応じて消防署へ通報し、救急車の出動要請を行うというシステムになっております。

また、平成20年度におけます通報受信及び出動件数は、真の通報が3件、救急車出動件数は3件でございます。また、誤報が6件ございました。

以上です。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） ありがとうございます。この町のガイドブックでは、ただいま申されましたことが簡潔に5行であらわされております。もう一度言いますと、ひとり暮らし等の高齢者の日常生活に緊急事態が発生した時に、速やかに安全を確保するため、緊急通報装置を設置しますと、対象者としては、在宅の概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などで安全の確認の必要な方、そして所得制限はなしとあります。

ところで、この制度は、原則的に無料ということではよろしいのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 利用者の方は無料でございます。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） この制度の対象となる世帯数及び実際に加入されている世帯数について、どのようになっていますでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 対象となる世帯数につきましては、平成17年度の国勢調査の時の数字であります。ひとり暮らし高齢者の世帯数が641世帯、高齢者夫婦のみの世帯数が894世帯となっております。また、加入されている実際の利用者数でありますけれども、平成18年度は87世帯、平成19年度は83世帯、平成20年度は

90世帯となっております。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 広報いかるがの6月1日に発行されました最新号では、平成21年4月31日現在の町の全人口は、2万8,591人となっております。そして、世帯数は1万855世帯となっております。平成17年度の数値とは、多少の誤差はあるものの、平成20年度で加入世帯が90ということは、大体対象となる世帯数の6%に満たないということになりますが、この制度の住民に対する周知は、どのように行われておりますでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） この制度の周知方法につきましては、福祉課窓口で配布いたしております、先ほど質問者もおっしゃいました「高齢者福祉ガイドブック」の中でご紹介をさせていただいております。また、民生児童委員協議会でもご説明を申し上げ、担当地域で該当されます方がおられました場合には、積極的にこの制度を勧めていただけるようにもお願いをしております。また、自治会や小地域福祉会等に出前講座に伺った際にも、この制度の紹介を行い、その周知に努めてきたところでございます。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 私が各自治体の利用者申請書の書式をたくさんもらいまして並べてみますと、大体概ね似たり寄つたりの書式となっておりますが、多少の条件の違いがありまして、その多少の条件の違いが加入者の大小に影響を及ぼしているように思いました。

例えば、この記入欄に家族の全員の状況を求めたり、あるいはまた親類縁者の住所、氏名、電話番号、そしてまた近隣の方々の住所、氏名、電話番号。そして、その数も、近隣の場合は1名でいい場合もありますし、2名である場合もありますし、3名である場合もあります。そして、その上に、最終的に民生委員さんの署名が必要であるとありましたり、またそれも不要であったりと様々でありました。

この制度は、せっかくいい制度でありますし、しかし制度をつくっても、実際に加入しましょうという段になりまして、前述のような条件を示されますと、その時点で、もしかしたら自分はそういう危機的な状況にはならないかもしれないと、だからやめとこうかと二の足を踏むという結果があるのではないかと思います。結果としましては、各自治体の加入者数が、色んな条件によって増減があります。斑鳩町の90というのは、

結構多い数字でありますけども、もっと、斑鳩町の半分ぐらいの人口であっても、何倍と、何百名と加入しているところもあります。

こういうことについて、私がお会いしたご高齢の方は、このような条件を示されまして、やっぱりそれはやめとこうかなというような方が結構おられました。

この加入条件と全く関係がなかったが、危機的状況になった例が、私のすぐ近隣で続けて2件発生しました。その方は、独居老人でもなく、老人のみの夫婦でもなく、子どもさんと一緒に住んでいるという方です。昼間子どもさんが勤めに出て、奥さんがちょっと散歩にと外出して、その間に旦那さんが一人になった時に倒れてしまったという状況です。この方も、普段大変元気な方です。私よりも多少お年下だろうと思います。ご本人も、後で聞きますと、全く自覚症状もなくて来たんだということになります。その時には、奥さんの携帯に知らせようとしても、体がいうことをきかなくなってしましまして、すぐ近くにある自分の携帯にも手が届かせないと、また設置してある電話機にももちろん手が届かないと、こういう状況だったそうです。

医者に聞きますと、この病気については、脳梗塞とか心筋梗塞とか、こういう病気の普通の状態であると、こういうことあります。後でこういう話をその方にしますと、緊急通報装置ということは、あることさえ知らなかったと、そういうものがあれば、ボタン一つ押すぐらいは出来たかもしれないなあとおっしゃいました。

この方は、実は大変幸運にも奥さんが、家を出られてちょっと歩いて急に用を思い出して家に帰ったので、すぐ発見されて、救急車を呼んで三室病院で即処置を受けて、数日の入院で全くもとの体になって、今は後遺症もなくぴんぴんと元通りに元気に暮らしておられます。半身不随になったり、あるいは全身不随になったり、植物人間になったりと、あるいは最悪の事態も考えられたわけですが、こうして全くぴんぴんとしておられる姿を見ますと、本当に幸運だったなあと思います。幸運にも助かった、あるいは不幸にも最悪の事態になったと、こういうことがないようにするのがこの緊急通報装置だろうと思います。

また、この件を医者に聞きますと、この緊急通報装置に記入されているような条件の方、絵にかいたような条件の方は、実際には大変少ないのかもしれないなあということでした。私としては、この条件に縛られずに、住民にこの緊急通報装置の件を周知しまして、必要とする人、あるいは必要と自覚した人が加入すればよいのではないかと思います。

このことがありましてから、高齢の方に会うたびに、こういう制度があることを知っておりますかと聞きますと、知らないという方が大多数でありました。必要な人に必要な情報をきちんと伝えることは、自治体の制度の第一条件であり、その上で現場の体制がきちり出来上がっていて、担当者が単に作業するという意識ではなく、必要な住民の立場になって仕事をすることが求められることだと思います。

今後、この制度の取り組みについて、どのようにお考えでありますか、聞きたいと思っています。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 今後の取り組みでございますが、今後、ますますふえていく高齢者の方の安全を確保する上では、この制度は有効なものであると町の方でも認識をいたしております。地域に密着した民生児童委員さんを中心にこの制度についての理解を高め、さらにこの制度の普及促進について努めていきたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 周知ということで多少横道にそれますが、今回、議会で質問するというので、ご高齢の方に、議会を傍聴に来てくださいよと言いますと、議会ってどこにあるんですかと聞かれました。これが、一人や二人ではないわけでありまして。いや、議会は役場にありましてよと言いますと、役場にあったかなあと、こういう答えがありました。役場の3階のこれこれにありますよ言いましたんですが、実際に日ごろ、日常忙しく働いている方々は、そういうことも不思議ではないと思いました。

周知ということは、なかなか難しいことでありまして、この問題一つだけでも、議会で質問する内容があると思いますが、周知してもらおうこと、また住民本人が求めること、これに関してのことは、かなりこれからこういう地方自治に関しては、重要な問題になると思います。

先月末に政府が発表した2009年版高齢社会白書によりますと、60歳以上で近所の人たちと親しく付き合っていると答えた人は48%で、5年前より9ポイント減少しており、あいさつする程度というのが51.2%とふえまして、近所同士の結びつきが弱まっていると政府は分析しております。この傾向は、今後どんどんと加速されていくものと思われまます。

危機管理と申しますと、大震災とか大水害とか大洪水といったような、またあるいは先ほどの豚インフルエンザのような疫病が蔓延すると。また、お隣の国から核弾頭のつ

いたミサイルが飛んでくるというようなことも想像されますけども、まず自治体としては、日ごろの、いつでも住民に起こり得る日常の危機に備えることが重要であります。その点からでも、この緊急通報装置の重要性はますます高まってくるのではないかと思います。

昨今の財政悪化の状況から、住民さんの議会を含めて自治体行政に対する目はいよいよ厳しいものになってくると思います。これまでのような、言うてはなんですけども、ありきたりの議会や行政では持ちこたえられないのではないかと思います。住民の潜在需要を掘り起こすこと、そして的確に、あなたが欲しいものはこれではありませんかと言える議会であり行政でなければならないと思います。

緊急通報装置により最悪の事態から逃れられた先ほどの2つの例のように、もとの体に戻られたと、戻ることが出来た、こういう例が一つでもふえれば、金銭的にいっても、数十万、数百万、あるいは数千万の値打ちがあるのではないかと思います。本人や家族のQOLとよく言います。もとより財政的にも、自治体こそが最大の受益者ではないかと思えます。

財政が厳しくなりますと、どこの自治体もそうですが、自助努力とか自己負担とか、四文字熟語がふえだしまして、最終的にあげくの果てには、受益者負担などと言い出して、探し回ってでも少しでも住民からお金を集めようとします。高齢者は、健康弱者であり、情報弱者であり、経済弱者でありと、多重に弱者であります。先ほどの白書、政府の白書では、高齢者の暮らし向きにゆとりがあると感じている人は8.5%なのに対して、苦しい、非常に苦しいは3倍以上の26.4%に上ったとっております。ですから、間違っても、緊急通報装置制度の拡充により、高齢者から受益者負担などといって金を巻き上げるようなことだけはしないでほしいと思います。高齢者は、今日まで十分過ぎるほど税金を納めてきました。

ご存じと思いますが、この大不況の中で、あなたが欲しいのはこれではありませんかといって、衣料品の業界で商品を売りまくって一人勝ちしている業者があります。それは、ユニクロであります。そしてまた、食の方でぶっちぎりでトップなのは、餃子の王将であります。餃子の王将、それからユニクロでも、お客様のニーズを掘り起こしたからであります。

斑鳩町もこれにならって、住民のニーズを掘り起こし、想像して、餃子の王将の餃子のところを福祉に当てはめ、また王将のところは斑鳩町として、福祉の斑鳩町として、

法隆寺と共に全国ブランドとなって、全国の自治体からわんさと研修に押し寄せるようになった時こそ、「人にやさしいまち いかるが」と胸を張って言える時ではないかと思えます。

このたび、この質問をするに当たり、県下各自治体を回ってみた結果わかったこと、これ全く一住民として行きまして、あなたはどなたですかと聞かれたこともありませんし、お名前はと聞かれたこともありません。この辺でも大変自治体というのはオープンになったなあと感じました。それから、たまに、ちょっと議会を見せてもらえませんかと言いますと、はいはい、いいですよと言ってすぐ何の警戒もなしに見せていただいて、これでちょっといいのかなと思うほど警戒のないようになっております。

各自治体を回って私なりにわかったこと、一言で言えば、我が斑鳩町は、欲目ではなく大変いい線をいっているなあと身にしみて感じたことであります。斑鳩町住民生活部福祉課のますますの充実と発展を祈って質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（中西和夫君） 以上で、4番、吉野議員の一般質問は終わりました。

続いて、8番、西谷議員の一般質問をお受けいたします。8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、通告に従い一般質問をいたします。

斑鳩町が平成3年に事業化した公共下水道事業は、大和川等の河川を守り、町民の生活環境をより快適にする目的で公共下水道を整備することに、私も賛同いたしました。平成14年12月議会において、町が国庫補助金、町起債、一般財源で施工する公共下水道事業は、総額400億円もかかるため、小城町長が町民に課せる受益者負担の公共下水道加入負担金1戸当たり10万円、公共ますへ接続するための町民の敷地内の排水設備工事費、水道料金の約6割の下水道料金は、財政難の折やむ得ないと考え、公共下水道に関する条例に議会で承認した議員の一人であります。

私は、小城町長が町民にこれだけの大きな負担を課せるからには、町も下水道事業費を削減するために下水道工事の落札率を下げる努力をしているものと思っていました。しかし、町民には重い負担を課せながら、町の対応はというと、全く自助努力もせず、相変わらず高い落札率です。今日まで私が何度も議会で公共下水道の入札制度の改善を指摘してきましたが、副町長が地元業者の育成だと公言し、高い落札率のまま公共下水道工事を発注しています。これでは、私が平成14年12月に公共下水道に関する条例に賛成した意味合いとは全く違っておりますし、町民が怒るのは当たり前の話でありま

す。

また、町が町民に課している公共下水道加入負担金1戸当たり10万円の根拠を何度も議会で聞きましたが、いまだに納得する説明がありません。町は、平成17年4月から一部区域ごとに公共下水道の供用開始をしていますが、町の説明を受けた多くの町民から私に苦情が寄せられました。

そこで、まず①つ目の、公共下水道事業における町と町民の役割分担を明確にしてください。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） まず、公共下水道につきましては、大和川や大和川に流れ込みます河川、または身近な水路の水質改善と、そして生活環境を改善するということを目的に取り組んでおり、その目的を達成するためには、町と住民の皆様の役割につきましても、非常に重要なこととなるわけでございます。

町といたしましては、公共下水道の事業主体といたしまして、継続的に事業を運営していく責務を有しており、そして長期的な視点を持ちまして下水道施設の整備及び適切な維持管理と健全な経営に向けた取り組みを実施する必要がある、快適で活力あるまちづくり、そして生活環境の改善などよりよい地域づくりに寄与することが役割として求められていると考えております。

また、下水道は、行政が主体となって整備が進められてきております一方で、日常生活に密接にかかわる生活基盤でございます。住民の皆様におかれましては、環境を守る担い手の一人といたしまして、環境負荷を低減する取り組みにご協力いただくためにも、受益者であると共に汚水の排出者であることを踏まえまして、必要な費用のご負担をしていただき、そして汚水流出抑制に向けた自助の取り組みを行っていただくことなどが、住民の皆様方の役割であると考えております。

今後におきましても、行政と住民がそれぞれの役割におきまして生活環境の改善を目的に取り組む、より一層の水質改善を目指すものでございます。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） いや、あのね、私は、そういう前段の話やのうて、実際に町がどこまでやるんやと、それで町民はここまでしてください、そういう役割分担だけを要約して再度答弁してください。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 町といたしましては、公共下水道の整備、一般的に言いますと、幹線管渠本管を布設いたしまして、そして取付管から公共ますまでを設置いたします。そして、それが完了いたしますと、供用開始の告示を打ちます。それ以後、住民様におかれましては、接続の進めをいただくということになるわけでございます。その段階で加入負担金、そして利用していただくこととなりますと、使用料が発生するといったことが役割と考えていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、おっしゃっている中で、町は公共ますまでの整備と、あるいは住民は受益者負担として敷地内の排水設備工事と下水道料金、問題の加入負担金の10万円なんです、この10万円についてなんです、1戸当たり町民から10万円を徴収する、その理由を再度ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 公共下水道事業につきましては、やはりこれは全国的に見ましても、負担金制度を多く採用されております。それはなぜかと申しますと、公共下水道が整備されることによりまして、利益を受ける方の範囲が明確であるということ、そして公共下水道の整備によりまして環境が改善され、未整備の区域の方々に比べまして利便性、快適性が著しく向上し、結果といたしましてその当該区域の資産価値を増加するなどの理由から、負担金制度が多く採用されております。そうした趣旨にのっとりまして、当町でもその制度を採用しているところでございます。

この一律10万円につきましては、賦課の公平性を保つためにも、その世帯数、建物面積、営業種別などに関係なく一律定額を賦課する単一定額方式を採用していると。それは、資産価値の上昇が考えられ、そして汚水の処理事業のみの実施であることから、各家庭の受益につきましては大差がないと。そして、全戸加入を目的とし、接続の段階で徴収させていただくといったことを考え、水洗化促進を考慮したものでございます。

そして、公共下水道の整備につきましては、やはり多くの資金と長い年月を要する、それはもちろんのことでございます。たとえ公共下水道が整備区域内でありましても、やはりお住まいの方につきましては、財政状況によりまして、公共下水道が利用出来るまで長い年月がかかることも考えられ、また公共下水道が整備不可能な区域もございませう。そうしたことから、加入負担金制度を設け、その貴重な財源によりまして下水道事

業のより一層の拡大に努めてまいっておるところでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 加入負担金の認識については、町と私の間に相当の開きがありますので、この件につきましては、後で私の意見を述べさせてもらいたいと思います。

それでは、③つ目の質問に移りますが、斑鳩町公共下水道加入負担金に関する条例の内容と供用開始区域での町の説明とにずれがあるように思います。町の加入負担金条例には、公共下水道加入負担金1戸当たり10万円の徴収の理由として、公共下水道事業に要する費用の一部に充てると定めています。

ところが、町は、公共下水道事業における町と町民の役割分担を、地元説明会や2004年3月の広報いかるがで、次のように示しています。公共下水道本管及び町民の敷地内に設置する公共ます工事までを、町が国庫補助金、町起債、一般財源で施工すると説明しています。また、町民は、町が設置した公共ますに接続する排水設備工事を自費で行い、検査終了後毎月下水道料金の約6割を下水道料金として支払うと明確にしています。よって、町が町民に課している公共下水道加入負担金1戸当たり10万円は、町が施工する工事費であり、町民の受益者負担ではありません。

ここで、私が、ずれているということの中で言いますと、説明会に、一番最初第一地所のところで行われている、ほとんどの方が行われているのは、今やったら公共下水道ただでつけますよと、後からやったらお金要りますよという形で説明があつて、ただやからって皆つけたんです。だから、公共ますまで皆ただでつけますよと言いながら、いざなってくると10万円というのがかかってきて、町民が素朴に何でやろという話になるわけです。

今、ここに、「公共下水道工事のお願いとお知らせ」という下水道部のパンフレットがあります。このパンフレットを見ますと、これは最近配られた分やと思うんですが、「排水設備と下水道」という1ページのところに、それぞれの役割が書いてあります。「県流域下水道」、これは「県が」、途中字を消しております「管理」となっております。真ん中、「公共下水道 町が」、字を消しております、「管理」です。それで、一番右端が「排水設備」となっております、「個人が」、また消えてまして、「管理」。これは、今までの流れからいきますと、この消えている部分は全部「施工」という字が抜けてるんです。何で施工という字を、最初はこのパンフレットをみんなに配っておりながら、今になって消さんなんのかと。施工という漢字を入れると、今、住民の方が言

われている、何で町が公共下水道を、町が施工管理する部分を、10万円私らが払わないかんの、何でやの、こういう素朴な疑問が当然下水道課にも寄せられたでしょうし、そういう中でこういう措置がされた。明らかにここに言う部分は、片方では下水道加入負担金条例で公共下水道の一部を負担してもらうやと書きながら、地元では説明会ではこういうことである。

私も色々考えました。何でこんなことになったんやろ。もし本管整備をして公共ますをつける時に、皆さんこれは、下水道というのは、特定の人が利用する施設なんで、公共ますをつける時に10万円負担してくださいと、もしそうしたとしたら、恐らく住民の方は公共ますをつけられない。スムーズにつけてもらうにはどないしたらええのか。ただですよ。ただやったらつけよか。つけられた。だから、この「公共下水道工事のお願いとお知らせ」の中には、加入負担金10万円のことは一切書かれておりません。これが、私が、町の説明と、それと住民の皆さんが感じておられる部分が違う部分やということ言ってるわけでございます。

そこで、こういうことになってますんで、住民の方からは相当不満があります。それで、これを受けて次の④つ目に移るんですが、町民が自費で自分の敷地内に施工する排水設備、これを町が認定した町指定排水設備業者にしか、今、発注出来ないシステムになっていますが、これ町はいつ指定業者の選定をされたのか、またこのシステムによって町民にどのような利点があるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） まず1点、先ほど議員申されました件でご説明をさせていただきます。

まず、施工の説明の時に、公共ますまでは町が責任持って施工しますよという話でございます。それは、本体工事を施工する時に、公共ますを設置する場合は、そこまでは町が施工いたします、一体の工事として施工しますという意味でございます。ただし、その中で、今はそんなもんは必要ないねんというようなことでもし拒否された場合、後日接続の時に公共ますを設置いただく場合に、やはりその分の費用については発生しますよというニュアンス、理論でご説明させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

そして、ただいまのご質問でございます。ただいまのご質問で、斑鳩町排水設備指定工事店の登録、これにつきましては、毎年2月1日から2月末日まで、新規登録や更新

登録を希望される工事店から申請を受け付けて進めております。

申請書類につきましては、町が審査し、排水設備指定工事店の要件を満たしている工事店について、4月に斑鳩町排水設備指定工事店として登録いたしております。

この斑鳩町排水設備指定工事店を設けることによりまして、排水設備工事に不備があった場合とか、工事後の維持管理で住民の方が不利益をこうむるようなことがあった場合も、町から指導を出来る体制をとっているといったことをご理解いただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 私は、今の町の指定業者の選定やのうて、要は一番最初のスタートの段階の時に、いつごろに町の指定業者の選定をされたのか。あるいは、今、色々問題になってます、例えば合併浄化槽やったら20万から例えば30万というような数字が、多分これは業者から、大体どれぐらいで出来るかということを以前に聞いたら、業者からこれぐらいですというような、何社かの業者からこの数字をもらったというのを説明を聞いた記憶があるんですが、だからそういうのは、大体この下水道を供用開始始まる当然前にされていると思うんですが、いつごろにそういうことをされたんですかというのを聞いてるんです。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 斑鳩町の公共下水道につきましては、平成17年の3月に供用開始をしておるわけですが、初回登録の受け付け、初めて斑鳩町として登録の受け付けをいたしましたのは、平成15年5月1日から5月30日、この間に登録の受け付けをいたしました。そして、登録が完了いたしましたのは、平成15年6月登録で、その当時16社の業者があったということでございます。

以上です。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） そうしたら、今、15年の5月1日から受け付けをしたということなんですが、実際にはこの受け付けをする前から当然そういう話があったと思うんですが、もう少し、受け付けをするということは、当然その前に業者に対して、いついつから斑鳩町は公共下水道やって、皆さん方は、町の指定のこういう制度がありますから、指名願される方は来てくださいよとか、そういう多分その前の段階があると思うんですが、その一番最初に業者にそういう呼びかけをされたんは、いつですか。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 大体、平成17年の3月に供用をするというようなめどがたちましたのが、平成14年度末から15年度当初ぐらいになります。そうしたことから、一応平成14年度にはそういった形で周知をさせていただいたということがございます。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） そしたら、町民皆さんに地元説明会とかという形で入られたのは、何年ですか。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） これは、平成14年12月に条例を制定いただきましたので、平成16年ぐらいから地元で順次供用開始の説明会に入らせていただいたと記憶しております。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 結局、今回質問させてもらってわかったことは、町は平成3年に事業化し、そして受益者負担を課する町民よりも、まず業者を選定をして排水設備工事の設定をしたと、こういう結果になるわけです。

先ほど町が、町指定排水設備店のメリットというのを述べられました。これは、以前私も聞いた時に同じようなことを言われて、傍聴されている方から後で、町が責任を持ってするというけれども、実際には業者と住民の間のトラブルについて、町が責任を最後まで持つというようなことは不可能ではないのか。そこまで言われるのやったら、業者と町民が契約される時に、町が連帯保証としてするんやったらわかるけれども、あれではちょっと納得出来んというような話もありました。

実際、私自身は、自費で排水設備をする町民に、構造基準とか検査基準を公表すれば、別に町指定以外の排水設備店でも発注してもいいのではないかと。なぜかという、先日、町指定業者と指定業者でない排水設備工事店で見積もりをとったところ、大きな工事費の開きがあったと町民の方から聞いてます。今後、町民が自己負担で行う排水設備を、町指定以外の業者でも出来るようにすべきだと強い町民の要望があるのですが、町の見解を聞きたいと思います。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 根本的なこの制度の趣旨でございますが、やはり住民様

を守るといったことをございます。昨今、高齢者をねらった詐欺被害とか横行している中から悪質な工事業者を排除する。そうした形で訪問販売やリフォーム工事、紛らわしい点検清掃作業などのトラブルに巻き込まれないこと。そして、今、指定させていただいておる業者に対しましては、町が責任持って監視していくといった体制をございます。安心して排水設備工事を行っていただきたいと考えるわけをございます。

今、議員申されましたように、指定工事店でなければ安い見積もりをしたといったことをございます。ただ、そういった場合に、仮に、仮にですけども、その業者が安く工事を請け負ったといったところで、最終仕上がりの段階で請求が膨大になるといった事例も、他の自治体では確認をさせていただいていると。そして、そのような形につきましては、無断接続も起因いたしておるといようなことも確認をさせていただいた状況をございます。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、部長が熱弁されましたが、実際に私が聞いている中では、町がこの人は責任あんなやという、そういうことで町民の方が選ばれるんやったらそれで選ばれたらいいし、親戚やとか自分の知り合いの中でより安くそういうことが出来るという方であれば、そういう人に任したらええのではないかな。

例えば、これは業者から聞いた話の中なんですけど、実際に町が町指定業者とされる業者の中でも、配管ミスで床下がプールになったというそういう業者もおられるように聞きましたし、それで実際には、最終的には、町民が自費でされるわけですから、その分についてまで、私は町がそこまでする必要はないのかな。

例えば、仮に安い自分の知り合いの方にやってもらおうと思っても、でけへん。それ、しよと思ったら、その方が町の指定業者の名義を借りてしなければならない。安くても、その名義借りで何ぼかの金額がふえるというような、これが一般の業者の間での常識らしいです。

だから、私自身は、こういう分については、もう少しやっぱり、指定業者をやめよとは言いませんが、それ以外の業者でもちゃんと出来るような、そういうことをすべきやなということを思いました。

それでは、⑤番目の質問に移りますが、平成17年の下水道供用開始から現在まで、公共下水道加入負担金を幾ら徴収し、公共下水道に接続した世帯は幾らありますか。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

- 上下水道部長（谷口裕司君） 加入負担金につきましては、平成21年5月末現在で1億7,450万円をご負担いただいております、接続のご家庭、世帯につきましては、1,969世帯の方にご利用いただいているという状況でございます。
- 議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。
- 8番（西谷剛周君） 今、部長が言われている中で、1戸当たり10万円やとすると、数字が合わないように思うんですが、これはなぜですか。
- 議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。
- 上下水道部長（谷口裕司君） これは、あくまでも1戸建てと集合住宅の差でございます。1戸建て住宅も集合住宅も1棟当たりの受益は同じと考えており、町では、1戸建て住宅や集合住宅のみならず、工場、事業所、店舗、介護施設、グループホーム、大型商業施設、中型商業施設等すべて受益対象となりますことから、加入負担金につきましては、使用人数や世帯数、居住件数によります算出方法は採用しておらないということでご理解いただきたいと思います。
- 議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。
- 8番（西谷剛周君） 今の部長の説明によりますと、例えば所有のマンション1棟に公共ますが1個ついてますと、それで仮にそのマンションが50世帯とすると、戸割りして、下水道加入負担金というのは、1戸当たり、普通1戸当たりほんなら10万円ということになんねけど、今の部長の説明になりますと、マンションについては1戸当たり2,000円ということになるんですが、こういう理解でいいんですか。
- 議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。
- 上下水道部長（谷口裕司君） その世帯戸数とか単純に割り戻して単価を算出するというものではございません。もとより加入負担金の算定根拠といたしましては、以前からもご説明をさせていただいておりますとおり、整備面積及びその整備にかかった費用、すなわち平面的な受益を基本として算出しているといったことでございます。ですから、集合住宅であろうが、立体的に部屋数などに対して賦課をするような算定ではないということでご理解いただきたいと思います。
- 議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。
- 8番（西谷剛周君） ちょっと、あんまり漢字でしゃべられるとわからないんですが、町が課している10万円について、今の部長の説明をそのまま理解すると、町が町民に課している公共下水道加入負担金10万円というのは、要はマンション1棟ごとに1つ

で10万円、1戸建て住宅やったら1つについて10万円としたら、単純に考えたら、まさに公共ますのその設置、公共ます1つつけたら10万円という理解になるんですが、私も平成14年に公共下水道加入負担金に関する条例に賛成いたしました。その条例には、公共下水道事業に要する一部に充てると定めていますが、町は地元説明会において、本管及び公共ますまでは町が公費で施工すると説明しており、この点から見ても、本来町民が町の工事費を負担することではないのではないかとこのように思います。

今の部長の説明ですと、以前私が聞いた時に、今日は休んでおられますが、副町長が、権利みたいなもんやということで議会の場で発言されましたし議事録にも載っています。

この部分は、今の部長の話とは大分違うと思うんですが、それはどうですか。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） その説明につきましては、これにつきましては、加入負担金につきましてはの説明は今まで、先ほども説明をさせていただきましたけども、公共下水道の施設につきまして、だれもがいつでも都合のよい時に無断で接続して使用していただくといったものではございません。

そうしたことから、町といたしましては、接続申請していただく時に10万円をご負担していただくというものでございます。簡単に権利を得るといった文言でございしますが、これはよりわかりやすい説明をさせていただいたというご理解をいただきたいと思っております。

我々といたしましては、法令や条例に基づき接続申請をしていただき、そしてここでどれぐらいの接続が得られるか十分チェックし、無断接続等のないよう、そして無断接続等がふえるということは、決してよいことではございません。そういうようなことのチェック機能を働かすためにも申請を受け付けしているわけでございます。その時に10万円を負担いただくと。そうしたことから、簡単にご理解いただけるような文言であるということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 苦しい答弁はそれぐらいで、私もそれ以上は言いませんが。でも、少なくとも、副町長の言われた、私は「権利みたいなもんや」というのは、明らかなあれはミスリードやと思います。

それでは、⑥番目の質問に移りますが、斑鳩町の自治会等で集中浄化の自治会というのは、今、町内で幾つあって、その集中浄化されている浄化槽の種類と、そのうち既に

下水道に接続した自治会というのは、幾つありますか。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 供用開始区域内で集中浄化槽の自治会につきましては、7カ所、7自治会ございます。そのうち、現段階で2つの自治会で公共下水道への切りかえを完了されたというところでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 7カ所の自治会名と、それと2カ所接続された自治会名、それとその自治会の部分については、単独浄化槽なのか、あるいは合併浄化槽なのかということを知りたいのと、それと今は区域内でも、それ以外でも、例えば集中浄化されているところがあったら、参考までにちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） まず、接続完了されております2つの自治会の浄化槽の構造でございますが、1カ所につきましては単独槽として処理されております集中浄化槽、そしてもう1カ所につきましては、単独槽と合併槽の両方の集中浄化槽を所持されておったというところでございます。残る5つの自治会につきましては、すべて単独集中浄化槽でございます。

自治会の名前は、まず接続済みの自治会でございますが、南服部自治会、錦ヶ丘自治会。南服部自治会につきましては、合併単独でございます。そして、錦ヶ丘自治会につきましては、単独槽でございます。供用済みの区域でございますが、現在、接続の作業を進められておるところも含めまして、南興留第一、南興留第二、夕陽ヶ丘、西の山住宅、旭ヶ丘の一部、これらすべて単独槽でございます。未供用の自治会につきましては、小林ハイツ、紅葉ヶ丘、緑ヶ丘、南興留第三、高安西団地、以上でございますが、小林ハイツ、紅葉ヶ丘、緑ヶ丘につきましては合併槽、そして南興留第三、高安西団地につきましては単独槽といったところでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、聞いた中で、実際にこういう形で、錦ヶ丘自治会と南服部自治会が供用開始されたということなんですが、こういう場合に、実際に集中浄化槽の自治会が下水道に接続されますと、不要となった下水管とか浄化槽というのが出てくると思うんですが、この撤去というのはどこが行うんですか。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

- 上下水道部長（谷口裕司君） 公共下水道に接続されました後に不要となりました集中浄化槽施設、これにつきましては、個人が所有されております、個人が管理されております個人浄化槽と考え方は同じように考えております。集中浄化槽施設を利用されている、もしくは維持管理されていた方々で施設の処理を行っていただいております、もしくは行っていただかなきゃならないということでございます。
- 議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。
- 8番（西谷剛周君） それでは、先ほどの言われた中で、南服部自治会というのは、下水管や浄化槽というのは、自治会で撤去されたんでしょうか。
- 議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。
- 上下水道部長（谷口裕司君） はい。その自治会につきましては、ただいま説明をさせていただきますました手法で処理していただいた状況でございます。
- 議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。
- 8番（西谷剛周君） この場合、合併浄化槽ということなのですが、南服部についても、そしたらその管は使わずに新たに町が本管あるいは公共ますを設置して整備したということで理解していいんでしょうか。
- 議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。
- 上下水道部長（谷口裕司君） はい。やはり、公共下水道の整備の段階におきましては、既存のパイプの状況を確実に確認をさせていただいております。そうした状況から、公共下水道の趣旨といたしております技術的に使用の対応が無理であるといったところにつきましては、新たに公共下水道を新設させていただいております。南服部自治会につきましても、パイプを新設して施工を進めたといったところでございます。
- 議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。
- 8番（西谷剛周君） いや、私はね、当然下水道の前の集中浄化槽にしても、団地内の道路については、当然町道という形で移管を受けておられると思うんですね。そこで、町道として寄附を受けながら、後で、その町道に埋設されている下水管は、要らんかったから自治会で撤去してくれというのは、これは要は現金はもらうけど借金は要らんというようなもん違うかなというような気がします。片方で住民が相当な負担を強いられる中では、もうちょっと業者並みの配慮や気配りというのは、納税者である町民にすべきやと私は思います。

そこで、同じような内容で次の⑧つ目の質問に移るんですが、要は合併浄化槽で集中浄化している。今度は、先ほど言われました小林ハイツ自治会の下水道への接続というのは、どのように行われるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） ちょっと前段ご説明をさせていただきたいと思います。

町の公共下水道管につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、集中浄化槽区域に限らず基本的にどの区域につきましても、新設の管で埋設工事を進めるのを基本といたしております。

それと、集中浄化槽として利用されていた既設管、これが、先ほども説明させていただきましたけども、技術的に利用が可能であるか、管の材質、管の口径、管の埋設時期からの耐用年数なども加味した上で、漏水やひび割れ、木の根が進入していないか等の管理状況の問題などを踏まえまして、そういった調査をした上で新設で進めていったというところがございます。

今、ご指摘いただいております小林ハイツ、この浄化槽につきましては、地元と協議する中で、再利用して進めていきたいとのご要望もいただき、それらにつきまして調査検討を進めておりました。実際、データといたしましては、構造的に問題はなく、管理状況も良好で接続されておるといったところで、公共下水道管としての条件にも適合をすると判断しておるところでございます。そして、この集中浄化槽施設を公共下水道管として利用して進めていく取り組みも計画しておるといった状況でございます。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それで、小林ハイツについては再利用するという事なんですが、こういう場合には、実際に自治会の財産である下水管を町がそれを使ってそして下水道をします。ここでは、ほかの例えば同じような形でされた南服部と違って、町としては、その下水管や公共ますを設置する費用は全く発生しないと思うんですが、このケースの場合、下水道加入負担金というのはどうなるんですか。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 加入負担金につきましては、平成19年度からずっと説明をさせていただいております。加入負担金につきましては、公共下水道を利用していただく方から一律にご負担をいただくと。そして、整備が終わった区域で、接続していただく方すべての方にご負担いただくものでございます。これは、一部の区

域の整備手法が異なるから必要ないといったものではなく、整備区域の全体的な整備を念頭に算出しておるところでございます。まず、その区域を利用可能にするまでには、そこまで迎えに行く幹線管渠や面整備管等の整備が必要であるということもご理解いただき、そういったエリアにつきましても加入負担金が必要であるという考えでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） いや、あのね、私はこれ言うたんは、要は今の合併浄化槽そのまま管も全部使うというふうになったら、片方では1棟10万円のマンションですね、マンションの立体的な部分を、それを各戸ばらばらにして平面にしたんが今の小林ハイツやないのかな。全く公共ますも要らない、あるいは管を埋めることも要らないという部分の中では、ちょっとやっぱり、それでも1軒ずつ10万円払うというのは、どうもすっきりせんと思うんですが、ちょっと時間がありませんので、次に移りたいと思うんですが、例えばこういう形でされます。そしたら、今度は、下水道は平成17年から供用開始なんですけど、その下水道の供用開始をする直前に開発されたアグリア服部自治会というのがあると思うんですが、ここは、アグリア服部自治会というのは、こういう下水道がもうすぐつくという段階の中では、下水管や公共ますというのは、もう最初から設置されてたんでしょか。もしされてたとすれば、それはだれが設置されたんですか。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） ただいまご指摘のアグリア服部につきましては、供用開始と時間的なあれが大分近付いてたと思うんですけども、ここの区域の整備につきましては、町が施工いたしました。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） ということは、業者ではなくて町が本管工事、あるいは公共ますまでを町の費用でしたという考え方でいいんですか。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） はい。本管整備及び公共ますまでの立ち上げにつきましては、町が責任を持って施工させていただきました。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、実際に町が施工したと。片方では、町は施工したけども、その買われた町民の方は、7、80万の合併浄化槽を負担して、そして住まれた。片方で

は、町が公費で下水道の本管及び公共ますをつけているというのはどうも、それやったらもう少し下水道をする時に調整出来へんかったかなというような、素朴に思うんですが、それは出来なかったんですか。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 開発の進捗度合いと公共下水道の供用の具合というのが調整とれなかった。これは、あくまでも下流がまだ整備出来ていなかったということで、こういった状況で進めさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、⑨番目の質問に移ります。町が下水道事業を進め管理運営していくために建設費等維持管理費が必要となり、多額の建設費の借金を少しずつ長期間に分けて返済していくと。そのために下水道料金を使うと町が説明されています。この点を踏まえて質問するんですが、町が、発生する下水道工事の積算から発注まで、大体だれがどのように行うのか、簡単に教えてください。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 公共下水道工事につきましては、工事の積算をするわけですが、下水道工事を担当する下水道課におきまして、国の積算基準書、そして各種積算資料に基づき工事担当職員が積算を行います。そして、工事担当課、要するに下水道課でございますが、工事起工何と設計書を入札事務担当であります企画財政課へ提出させていただきまして入札事務へと引き継がれていくわけでございます。企画財政課におきましては、種々入札事務を進めまして、入札が執行され、落札者が決定いたしますと、再度また入札担当課であります企画財政課から工事担当課の下水道課に戻ってまいりまして、事務の引き継ぎをし、工事請負契約の締結をし、最終的に工事担当者で打ち合わせをし、工事完了まで進めていくといった手はずでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 私は以前、平成14年、20年までの落札率を聞いて、いずれも高い落札率であったなということを思いました。

そこで、実際言われている中で、町は下水道料金について、平成3年から13年までの82億と、この金額を利用者世帯に割ったら16万円になるんですが、下水道の利用を促進するために負けて1戸当たり10万円やということで書かれております。

ここで問題になるのが、実際に82億かかったということなんですが、その時の落札

率というのは、今、言うても無理やと思うんですが、この当時の落札については、後日で結構ですんで、工事名と落札率、業者を教えてくださいたいと思います。

私は、入札制度改革によって下水道工事が削減出来れば、結果として町民の負担を軽減することにもなります。町民の皆さんも、自己負担の排水設備工事を業者に発注する時にも、何社もの見積もりをとり、より安くなるように努力されています。町も、地元業者の育成などといわず、当然下水道工事費削減の努力をすべきだと思いますが、町の考え方を聞きたいと思います。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） まず、ご理解いただきたいのは、落札率が低い、要するに下げることによってそれが加入負担金に影響するといったことですが、あくまでも落札率が落ちるということは、工事執行残が出来るということでございます。この工事執行残につきましては、やはり次の整備拡大の費用として、あくまでもその整備拡大の費用として利用していくと、執行していくといったことですが、ご理解いただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、部長、勘違いしてる。私は、下水道の使用料、10万円の分について、そういう説明なんですけど、実際に10万円そのものについて、私自身どう見ても納得のいかない分ですから、おかしいという立場に立っているんですが、今、部長が言われている中では、町民の方に負担をしていただいています。その町民の方も、一生懸命出来るだけ自分たちの負担を軽減するために努力されているということになれば、当然それを課す町は、それ以上の努力を私はするのが当たり前やなというふうに思います。

それでは、⑩番目の質問に移りますが、今後の下水道の取り組みについてなんですが、町は公共下水道の計画づくりや事業を進める過程で、関係する住民の皆さんや利用者の方に、情報を公開した上で広く意見を伺い、計画づくりや事業実施に皆さんの意見を反映させる、これがP Iと言うらしいんですが、その制度を下水道事業に導入していると、そしてこのP Iを導入されている自治体はほかには例がないということで、町のホームページでしたか、載ってました。また、下水道は、住民皆さんのご理解とご協力なしに進めることが出来ない事業と位置づけておりますということで書いてるんですが、そこで質問なんですが、この住民の声を聞いて計画づくりをするというP Iは、いつから導

入されたんですか。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） このP Iにつきましては、供用開始して間なしでございますので、平成17年度に作業を進めたといったところでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 多分私もそやと思いました。結局、町とその業者で公共下水を進めて、その後ほとんど全部決まって供用開始した。その後、下水道の手續条例等議会に提案した。そして、すべてが決まってから最後に、負担をする町民にP Iという聞こえのいい方法で、下水道の必要性と、もう決まったので町の言うとおりにしてくださいというPRが行われただけではないのでしょうか。このP Iというのは、町が説明しているようにですよ、平成3年の下水道を計画する時に町民の声を聞いて、そして計画の段階から住民に参加してもらい、住民の声を聞く、これがP Iの精神やないんですか。こんな格好だけですやん。

私は、やっぱりこういう姿勢というのは、住民の方々に、それはちゃうやろという部分やと思いますし、今回の私は一般質問で、ますます公共下水道が、町民の視点ではなくて、地元業者の育成だと副町長が発言したとおりに、町民の視点に立ってないことを私は実感いたしました。このまま町が毎年予算計上して、公共下水道本管及び公共ますの工事を施工しても、町の借金をふやすだけです。

平成14年12月に小城町長が、町民の受益者負担を提案し、議会が満場一致で承認しましたが、今後、公共下水道事業を、町民の視点に立ち戻り推進するためには、やはり、今、住民が不満を抱いておる、疑問を抱いておられる公共下水道条例に関する加入負担金条例及び下水道条例を見直すべきだと思いますが、小城町長の見解を聞きたいと思います。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、西谷議員もいみじくもおっしゃってますように、14年の12月の議会で、これは私はやっぱり、平成3年からこの下水道工事をやってきた中で、阿波方面の関係から、当時の中川議員さんが、やはりそういう負担金を早く決めなかったから、そういう周知徹底が出来ない。そういうことから、一度そういう中で、世帯割にするとか、あるいは敷地の面積で割るとか色んな議論がございましたけども、最終的にはまだうまくいかなかった。

そして、14年の12月の関係等については、何年かかかって、またこの関係等についてはやっぱり議会で十分審議をされて、そして、今、西谷議員もおっしゃったように、賛成をされて、1戸当たり10万円ということで可決成立をしたわけですから、我々はそれをやはり住民に周知徹底をしていって、そして住民の方々がそういうお金を準備をいただく、そういうことも考えてやってきてると。

私はやっぱりそういう点については、今、西谷議員がおっしゃるように、落札率が安ければその分が負担出来るやないかということとは、私は全然別な話だと思っておりますし、今後もこういう中で、皆さん方住民代表の議員さんが、やはりそういうことで色んなご意見をいただいた、そういうことでございますから、私はこれを尊重し、そして今後住民の色んなご意見を聞きながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 議会が承認したからというのは、これは町長の専売特許でございます、峨瀬の集会所の裁判でも、議会が承認した承認したというのが町の答弁でありました。

そこで、私は、たとえ議会が満場一致で承認しても、その条例や要綱が町民に支障を来していれば、当然議会が承認しても再度議会で審議し直し、あるいは町民のために条例の撤廃や一部改正は出来ます、手続上。ところが、いまだに現職の議員が、議会が満場一致で承認した条例は変えることが出来ないと町民に誤解を招くような発言をしているようでございます。公共下水道の目的を達成するために、私は条例を見直すべきだと思います。

それでは、次の町民体育大会の質問に移りますが、私も初めて自治会長をして自治会長の苦勞がわかりました。町民体育大会の選手集めの大変さも経験いたしました。今年は雨で中止になりましたが、町は町民体育大会のアンケート調査を実施いたしました、その結果について質問をいたします。調査結果は、どのようになっていたのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 以前からの町民体育大会の説明会でも色々ご議論いただいたところでございますが、その時に、町民体育大会に関しましてのアンケート調査を実施するというお話をしていただきました。それを、今回、4月の26日の開催日にする予定をいたしておりましたけれども、あいにくの天候の関係で体育大会を中止いたしました。そのことから、担当の方で、各地区の代表者宅にお伺いいたしまして、5月

末をめぐりにアンケート調査の実施をお願いしたところでございます。

このアンケート調査につきまして、無記名での調査を実施いたしております。提出の際、地区確認を行っておりますが、郵送あるいは体育館のポストへ直接投函いただいた地区もございまして、そうしたところについては地区が確定いたしておりません。

そうした中で、回収結果でございますが、5月末時点で23の地区のうち11地区から回答をいただいておりますが、740人の方からご回答をいただいております。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） その結果は、どうですか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 結果でございますけれども、この実施についての賛否ということではなく、今後の町民体育大会をどのようにすれば、だれもが参加しやすく、またよい大会にしていくことが出来るのか、そうしたことを目的に行っているものでございまして、5月末現在で、集計結果について、これは中間集計ということでご理解いただきたいんですが、全体で740人の方からご回答をいただいております。

そのうち、あなたにとって町民体育大会という行事はどうかという問いに対しまして、よいという答えをいただいたのが、そのうち113人でございます。全体の15.3%。よくないと答えた方は270人で全体の36.5%、どちらとも言えないという答えが357人で全体の48.2%でございます。

そして、よいと答えられた方113人のうち、理由として一番多かったのが、運動に親しめるからということで54人、53%でございます。続いて多かったのが、家族で親しめるからというのが39人で38%でございます。続いて、自分が出やすい種目があるからということで9人、8%ございました。

次に、よくないと答えていただいた270人のうち、その理由として一番多かったのが、出場選手を募るのが難しいということで230人の方、69%でございます。これは、先ほど議員もおっしゃったように、役員の方に大変ご負担をかけているという結果かなというふうに思っています。続いて、競技の内容がきついからというのが64人で19%。続いて、出場したい種目がないからということで、38人の約11%でございます。

なお、この項目につきましては、1人で複数での回答がございましたので、この回答数全体で332人の方から回答をいただいております。

また、よいと答えた方のそのほかの理由として、地域の人たちと交流が持てるということ、あるいは自治会が一つになれるということ、あるいは出場しなくても応援で楽しめる、あるいは踊りなどの発表の場となるなど、そういった意見がございました。また、よくないと答えた方々の理由として、高齢者や子どものお出場種目が少ない、あるいは準備、出場選手の招集等役員の負担が大きい、こういった意見が多かったというふうに思っています。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 以上で私の一般質問を終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、8番、西谷議員の一般質問は終わりました。

午前10時45分まで休憩いたします。

（午前10時23分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、11番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） それでは、これより通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

では、1番目の介護支援ボランティア活動についてであります。昨今、高齢化がますます進む中、2015年には団塊の世代が高齢者となり、国民の4人に1人が高齢者となることを予測されております。また、高齢者家族のいる世帯数は年々増加し、ひとり暮らしの高齢者や、また高齢者夫婦のみの世帯数も、日を迫うごとに増加しております。家族介護力の低下が危惧されつつあります。

そのような中、介護保険制度における地域支援事業として、市町村の裁量により介護支援ボランティア活動を推進する事業が、平成19年5月から可能になりました。東京の稲城市の介護ボランティア制度といえば、ご存じの方も多いと思います。その稲城市が、高齢者による介護ボランティア活動を介護保険で評価する仕組みを創設したとの構造改革特区要望を、平成18年に提出されました。

ちなみに、構造改革特区とは、民間事業者の経済活動や、また地方公共団体の事業を妨げている実態に合わなくなった国の規制を、民間事業者や、また地方公共団体等の自発的な発案により、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する特定の地域、いわゆ

る特区を設けて構造改革を進める仕組みであります。また、地域の特性に応じた産業の集積や新規産業の創設が行われたり、特区における構造改革の成功事例を全国に示すことにより、全国的な規制改革へと波及させることによって、地域や全国の経済活性化を目指すものであります。

この要望書を、先ほど言いましたように、18年に提出をしたことを契機に、介護保険制度を活用したボランティア活動支援の仕組みが検討をされた結果、地域支援事業交付金を活用した取り組みが可能になったとのことであります。

稲城市が、平成19年9月から全国で初めて介護ボランティア制度を実施し、その後各都市において、事業の開始、あるいは導入予定の地域が増加し、現在、30近い市町村に取り組みが広がっております。今後、家族介護力の低下が危惧される中、介護支援のあり方が求められております。

そこで、以上の要旨を踏まえて2点についてお伺いいたします。

①点目、介護支援ボランティア制度の認識と評価についてであります。介護を必要とされる方に、何らかの形で介護の支援をすることによってポイントを交付。そのポイントは、介護保険料や、また介護サービス利用料に充てることが出来、実質的な保険料負担軽減にもつながります。また、それだけではなく、高齢者が活動を通じて社会参加、また地域貢献が出来、自身の健康増進を図ることにもつながり、介護予防にもなると聞いております。町として、介護支援ボランティア制度の認識と評価について伺います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 介護支援ボランティア活動の認識と評価でございます。

介護支援ボランティア活動は、ボランティア活動を通じて、地域貢献や社会活動に参加することで、高齢者の方々がより健康で生きがいのある暮らしが出来ることを目的として実施されるものでありますので、そのボランティア活動そのものにつきましては、今後ますます高齢化を迎えていく中で必要なものと認識し、その必要性についても評価をしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、部長が答弁されましたように、介護ボランティアの必要性、また認識と評価については、簡単に言いますとそのとおりであると思っております。また、この制度は、介護予防事業のうち、一般高齢者施策として重要なポイントであると考えております。

そこで、次に②点目のポイント制による介護支援ボランティア活動の導入についてありますが、前段でも少し触れましたように、この制度については、ポイント制により実質的な介護保険料の軽減、また地域貢献、自身の介護予防の3点についての効果があり、今後、介護支援を推し進める上において非常に重要かと考えますが、導入推進についての考え方についてお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） このポイント制度による介護支援ボランティア活動につきましては、主に東京都の複数の市区町村において実施をされているところでありまして、介護支援ボランティア活動を活発に実施していくための手段の一つとして実施されているわけでございます。

当町におきましては、その実施手段といたしまして、このポイント制度について、都心の市区町村とは異なり、ボランティアの受け入れ施設がかなり限られてしまうということ、またボランティア活動に対して交付金を支払うということが正しいのかどうかというところから、現段階においては実施するという事は考えておりませんが、介護支援ボランティア活動においては、今後はさらに推進していかなければならないと考えております。

現在、ボランティア活動への支援等につきましては、社会福祉協議会において福祉ボランティア活動に関する支援を行っているほか、町においても介護予防ボランティアの育成を実施しております。昨年度実施した高齢者へのアンケートの中で、今後ボランティアを始めたい、または続けていきたいと答えられた方の中で、どういった内容のボランティアが出来るか、またはしたいかを聞いておりますが、多くの方々が、ひとり暮らしの高齢者の話し相手や声かけなどをしたいと答えられております。

こういった活動は、現在、社会福祉協議会において推進をしております小地域福祉会の活動において実践をしていただいております。今後ますますふえていく高齢者の方に、積極的にこういった活動に参加をしてもらえるように啓発をしていきたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、部長の答弁にありましたように、確かに地域性やボランティア活動に対しての交付金を支払うということについては、判断が難しいかなとは思いますが、しかし、今後、この点についても議論を深めていく必要があると私は思います。

以前に、この制度についての質問がありました。町としてはその時に、第4期の介護保険事業計画を策定する中において、介護保険運営協議会で議論をするということでありましたので、その経緯についてお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） その平成19年の6月議会において、ポイント制度によります介護支援ボランティア制度の導入について、介護保険運営協議会等で意見を聞いていきますと私の方からお答えをさせていただきました。制度の内容が、保険料減免から交付金支給ということに変わってきたことによりまして、保険料算定に直接かかわらないということになりますので、審議対象から省いており、現段階におきましても、介護保険運営協議会には諮っておらない状況でありました。協議していないということにつきましては事実でございまして、まことに申しわけございません。この制度につきましては、事業概要も介護予防という観点に変わってきていることもありまして、介護保険運営協議会において、今後、意見を聞いてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今回、この一般質問の介護支援ボランティア活動ということで質問させていただくことに際しまして、一番重要なポイントでございました。その運営協議会におきまして、どういうふうな議論、また意見が出てあるのかということで楽しみにしておったんですが、今、部長が言われてましたように、開かれてないということで、今後意見を聞くということでございます。

冒頭に申し上げましたように、稲城市でこの制度が始まって以来2年が経過して、その間、超高齢化が進む中、介護予防の充実を図ることを目的として、各地域では議論を重ね、その結果導入に踏み切った地域があることから、そのような地域も参考にしながら、今回はなかったんですけども、今後協議をする中において、私の提案ですけども、協議の中で諮っていただきたい事項がございます。

1点目は、ポイント制の考え方とその用途について、2点目は高齢者の介護予防について、3点目は介護支援の社会参加のあり方等について、第4期介護保険事業計画の内容も踏まえて協議をしていただくように要望をしておきます。これにつきましては、これで終わりたいと思います。

次に、2番目の質問に入ります。レジ袋削減にかかわる地方自治体の取り組みについてであります。地球温暖化防止の取り組みの一環として、レジ袋の削減が全国的に広

がりを見せております。平成20年11月1日現在、都道府県の8割、市町村の4割は、何らかの方法でレジ袋削減の取り組みを実施しております。

また、レジ袋の有料化が広がる中、市町村レベルで見ると、16都道府県の243市町村で、また市町村が主体となってレジ袋の有料化に取り組んでおり、さらに平成22年3月末には、23都道府県の384市町村で有料化が実施される予定と聞いております。こうした有料化の実施に伴い、レジ袋辞退率や、またマイバック持参率が80%を超えるなど高い削減率が確認され、レジ袋有料化によるレジ袋の削減は期待出来ます。

また、今後、有料化の実施に際しては、地域の事業所、また消費者のご理解をどのように求めていくのが重要なポイントであると考えております。

そこで、以上の要旨を踏まえまして2点について伺います。

①点目に、レジ袋削減の取り組みの状況についてであります。以前よりマイバック持参推進サポートによりレジ袋削減の取り組みを実施していただいております。住民の意識づけと共に、徐々にその成果があらわれていると聞いております。現在、町におけるレジ袋削減の取り組み状況と、その成果についてお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） レジ袋削減の取り組み状況とその成果についてでございます。

当町では、平成12年のごみ処理有料化後、年々ごみの排出量は減少し、家庭系ごみの量は、平成11年度と比較して約30%減量をしています。その一方で、その他プラスチック類の排出量は、毎年520トン程度で、横ばいから増加傾向にあり、中でもレジ袋については、年間1人当たり約300枚使用されているとの調査結果もあることなど、その他プラスチック類の排出量について影響を与えている一つの要因であると認識をしております。

一方、レジ袋は、消費者一人ひとりの意識によって容易に削減することが出来、ごみ排出量の抑制につながるだけではなく、レジ袋の原料となる石油使用料も削減することが出来るなど、地球温暖化の防止にも効果があり、レジ袋の削減に向けた取り組みは全国各地に広がっているところでございます。

レジ袋の削減に向けては、行政と住民、事業者がそれぞれの立場で実践していく必要があります。それぞれが情報を共有し、共に考え共に取り組むことで様々な相互効果を上げることが期待が出来ますことから、当町におきましては、既にレジ袋削減に意識的に取

り組み、買い物時にマイバックを持参している人、あるいはごみ問題に関心のある人を広く募集し、行政と協働して取り組みを実践すると共に、住民の主体的な活動を促進することを目的として、平成18年度からマイバック持参推進サポーターを募集し、レジ袋削減に向けた取り組みを本格化させ、平成21年4月現在で、20名の方にマイバック持参推進サポーターとして活動をしていただいているところでございます。

この具体的な活動内容としましては、町内の大型スーパーにおけるマイバック持参率調査、町内のスーパーでの買い物客や小学校のPTA、幼稚園の送迎時におけるマイバック持参に関するアンケート調査とマイバックの配布を実施するマイバック持参キャンペーンの実施、マイバック持参推進サポーター自身の意識向上を図るための研修や、レジ袋削減に向けての町内スーパーの代表者との意見交換会の実施などが主な活動内容でございます。

これまでのマイバック持参キャンペーン等の啓発活動により、マイバック持参率は年々向上しておりまして、平成18年度初めて行いました調査では18.5%であった持参率が、平成20年度では平均36.8%まで上昇をしており、マイバック持参推進サポーターの啓発効果と共に、おしゃれなマイバックが多数発売されるようになったことなど、エコ活動への雰囲気醸成されてきたことが数字としてあらわれており、この雰囲気を低下させないように今後の活動にも期待をしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 平成18年度からマイバック持参推進サポーターを募集し、今、答弁にありましたように、持参率が上昇してきているということで、レジ袋削減に向けた取り組みが功を奏しているなということで思いました。

その中において、マイバック持参に関するアンケートも実施されているということで、その結果について、どのように町は分析されているのか、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） マイバック持参に関しますアンケート調査につきましては、平成18年度以降、町内のスーパー等におきまして毎年実施をしており、これまでに合計1,996名の方のご協力をいただいております。

アンケート調査では、マイバックを持参している方に対して、マイバックをいつから持つようになったか、マイバックを持参するようになって家庭から出るごみの量に変化はあったのか、マイバック持参のきっかけは何かを尋ねております。また、マイバック

を持参していない方に対しましては、スーパーが実施するポイント制度を知っているか、家に持ち帰ったレジ袋の活用方法、マイバックを持参しない理由、今後、どのような取り組みが実施されれば、マイバックを持って買い物に行くか等を尋ねております。

スーパーにおけるアンケート調査の結果でございますが、30代から40代のマイバック持参率が他の年代に比べて低く、町が実施する環境問題学習会への参加率も低い世代であることが分析出来ており、今後、レジ袋の削減をさらに推進するためには、この世代への啓発が必要であると考えております。小学校PTAや幼稚園、保育園の協力をいただき、保護者を対象に啓発をさせていただいているところであります。

また、マイバックを持参しない理由で最も多いのは、もう一度度使うからという答えであり、家に持ち帰ったレジ袋は、ごみの仕分け袋に使う人が約半数、野菜等の保存袋、かばんや袋のかわりに使うといった答えが続き、ごみになると答えた人は約5%という結果でございました。

しかしながら、ごみの仕分けや野菜等の保存袋として再利用された場合でありまして、最終的にはごみとなって処理をされることから、今後の啓発の際には、再利用出来るレジ袋も最終的にはごみになるということを考えていただける内容として、啓発を強化していく必要があるのではないかと考えております。

さらに、今後、どのような取り組みが実施されればマイバックを持って買い物に行くかという問いには、レジ袋が有料になれば持っていくと答えた人が約6割を占め、年々その割合も向上していることから、レジ袋の有料化はマイバック推進の有効な手段であると考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、詳しく部長の方からアンケート調査による実態をお聞きしてよくわかりました。特に、そのことによって、レジ袋の有料化についての認識が高まっているように思います。さらなるマイバックの推進をお願いしておきます。

それと、レジ袋削減に向けての取り組みについては、住民はもとより事業者の意見が重要ですので、また事業者と意見交換を実施されているということでお聞きしていますが、その内容について伺います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 事業所との意見交換会につきましては、平成19年8月に、ジャスコいかるが店、万代法隆寺店、まねきや法隆寺店の3店舗を対象に実施し、

各店舗ごとにマイバック持参推進サポーターさんと意見交換を実施いたしました。各店舗におけますごみの減量など環境保全活動についての取り組み状況を報告された後、サポーターさんからの意見や提案に対し、事業所側が答えるという形で意見交換会を実施いたしました。

具体的な提案内容といたしましては、レジ袋を削減するためのPRを店内でもっと積極的に実施してほしい、商品を詰め替える際のカウンターに設置している小さなビニール袋の利用を抑制するための対策を講じてほしい、レジで機械的に袋を渡すのではなく、レジ係からレジ袋の有無を確認してほしい、それから食品トレイにラップを二重に包装するなどの過剰包装を減らしてほしいといった提案が出され、スーパー側からも、レジ袋削減のPRなどすぐに実行出来るものについては対策を講じるとその場でご返答をいただいております、社内で統一した取り組みが必要なものについては、今後、検討課題として社内へ報告すると回答をされているところであります。

なお、意見交換会後のマイバック持参率調査やマイバック持参キャンペーン時に各スーパーの店内を確認した結果、マイバック啓発コーナーを目立つ場所に移動させたり店内のポスターをふやすなど各店舗において、意見交換会の提案を踏まえた取り組みを実施していただいているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 事業所との意見交換によりレジ袋削減に向けての改善が進んでいるように思います。今後、レジ袋有料化を目指す上において、事業所との意見交換が重要となりますので、積極的に進めていただきたいと思います。

そこで、次に、②点目のレジ袋有料化についてであります。冒頭でも申し上げましたように、各自治体でレジ袋有料化が拡大しつつあります。その中で、レジ袋有料化を推進するためには、行政、事業者、消費者の3者との協議が不可欠であると考えます。しかし、事業者の方にとっては、会社の方針もあり、ご理解を得るための協議も必要となっております。レジ袋有料化に向けての町の考え方と、今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 全国各地でレジ袋の削減に向けた取り組みが進められておりまして、京都市をはじめ各地でレジ袋の有料化が始まっております。

しかしながら、レジ袋の有料化は、行政の一方的な取り組みでは効果を上げることは

難しく、質問者もおっしゃいますように、行政、事業者、消費者が共通認識を持ち取り組みを進める必要があると考えます。また、事業者側にとっても、自社だけ先行して有料化を実施することは、経営的に悪影響を生じる可能性もあり、近隣の店舗と足並みをそろえて実施することが課題となっております。

そういったことから、先進地においては、行政、事業者、消費者の3者で、レジ袋削減に関する環境協定を締結した上で、地域ぐるみで削減の手段の一つとしてレジ袋の有料化を実施されております。

そういったことから、町におきましても、今年度内を目標に、マイバック持参推進サポーターさんを構成員としたレジ袋削減に向けた協議会を設置し、行政、サポーター協議会、町内の事業所の3者による環境協定の締結を目指していきたいと考えているところでございます。

また、レジ袋の有料化については、レジ袋削減の一つの手段となりますために、この環境協定締結に向けた3者協議の中で検討課題となってくると思われますけども、レジ袋の有料化は、地域で一体となった取り組みが必要である上に、斑鳩町の消費者の行動範囲は、町内だけにとどまらないことから、近隣自治体の動向も見ながら進めていく必要があるのではないかと考えております。

したがって、現段階においては、レジ袋の削減に向けて、行政、消費者、事業者の3者が共通認識を持ってさらに取り組みを進めることを約束する協定内容として、レジ袋有料化については、今後、店舗側と環境協定締結についての協議の中で具体化していければというふうに考えているところでございます。

なお、環境協定の締結に向けては、7月から8月中には、マイバック持参推進サポーターの皆様と環境協定の内容について協議をし、9月から12月にかけて町内事業所と意見交換会の実施や協議、さらにはサポーターの皆様とサポーター協議会の立ち上げについて協議し、年内には協議会を立ち上げ、年度内には環境協定を締結するというスケジュールで進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、部長から答弁ありましたように、年度内に環境協定の締結に向けてということで店舗側と協議を行うということですが、問題点あるいは困難な状況があるとすれば、どのような状況が考えられるのか、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 今回の環境協定を目指す上での問題点とか困難な点ですけども、今回、個人の店舗につきましては、個別に環境協定を結ばずに町商工会を通じて環境協定を締結し、商工会より個人店舗に環境に配慮した営業についてご指導、ご助言をしていただくというふうに考えております。

今回、個別に環境協定を締結する店舗は、スーパーは本社が別にある営業所ということになってまいりますし、コンビニもフランチャイズ店でございますので、本部は別でございます。

現在は、どの企業におきましても、多かれ少なかれ環境配慮については経営理念として持っておられますが、その理念も企業により異なりますし、当然、経営方針も違いがございます。それを歩み寄り、環境協定の内容に共通して反映させていく交渉は、最も困難な作業、また問題点であるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 職種によっては若干環境に対する違いがあるとは思いますが、一般的に環境に配慮して事業を行っているという事業者がたくさんございます。お店屋さん、また会社、今後協議をされていくと思いますが、粘り強く、またどこまで絞り込みを出来るかどうかわかりませんが、困難な面があるとは思いますが、環境協定の締結がスムーズにいきますよう期待をしておきます。

次に、3番目の質問に入ります。担い手への農地集積の促進についてであります。現在、農家の担い手不足が深刻な状況になっております。実家を離れた息子が将来農業を継ぐ様子もない。このままでは、自分の代で終わりになるかもしれない。こんな不安感を抱く農家の方々が多くなってきております。農業や土地をどう守るのか、大きな課題がそこにあります。

そこで、土地利用型の農業等について、担い手農家が規模拡大を行い効率的な経営を実現するため、小規模農家やまた高齢化農家等から委ねられる農地を面的にまとめ、担い手農家に貸し付ける取り組み、いわゆる面的集積を進める必要があります。将来にわたり持続的な食糧供給を可能にする農地基盤の強化を軸に、担い手への農地集積を促進する農地集積加速化事業の創設がその大きな柱の一つとなっております。

また、農地法等改正により、これまで抜け道の多かった農地転用規制を厳格化すると共に、農地の有効利用を図るため、所有を基本としたこれまでの農地制度を改め利用へと再構築することが大きなポイントであります。実際に農地の集積が進むかどうかは、

自治体などの取り組みがかぎになると考えます。

奈良県におきましては、高齢化や、また後継者難などで岐路に立つ奈良の農業を次世代につなごうと新規参入を促す事業に着手しており、しっかりとした生活理念と経営感覚を持ち農業の世界に活路を見出そうと人材を発掘し、農家の方の協力も得て1年かけて農業のノウハウを伝授し独立を果たしてもらおうシステムをつくり、担い手のいない農家の後継者育成に取り組んでおります。

そこで、以上の要旨を踏まえて2点について伺います。

①点目は、農家の後継者育成の取り組みについてであります。町として、認定業者の育成や、また営農組合等で担い手の育成に取り組んでいただいておりますが、現在の状況について伺います。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） ただいま質問者が種々紹介もしていただいたわけがございますけれども、当町における後継者育成につきましては、1つとして、ただいま質問者もおっしゃっていただきましたような認定農業者の育成、2つといたしましては共同営農組織の育成について、この2点につきまして、現在、重点的に行っているところでございます。

まず、1つ目の認定農業者の育成についてでございます。認定農業者制度とは、質問者も既にご存じのように、農業の担い手不足が深刻化する中、農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとし、意欲と能力のあるプロの農業経営者を育成、確保していくことが農政の重要な課題となっていることから、こうした課題を解決するための中核的施策として位置づけをされているものでございます。

認定農業者は、市町村が地域の農業者の意欲や能力を尊重して認定するものでございまして、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が、みずから作成する農業経営改善計画を市町村が基本構想に照らし合わせて認定する制度でございまして、現在、当町では17人の認定農業者がおられるところでございます。

具体的な内容といたしましては、昨年度におきまして、認定農業者と農業委員会との懇談会を開催しております。そこに県職員を講師としてお招きいたしまして、国の農業施策についての勉強会や当町の農業についての問題点や、あるいは目指すべき方向等について話し合う場としたところでございます。今年度につきましては、認定農業者の方々を中心として、効率的、安定的な農業経営を目指しまして、先進地の視察を含めま

した研修会、勉強会などを計画しております。

次に、2つ目の共同営農組織の育成についてであります。現在、斑鳩町では、東里営農組合と稲葉車瀬営農組合の2つの組合がございます。まず、東里営農組合におきましては、稲作の受託、委託を組織化していただきまして、集落営農に取り組んでおられるところでございます。また、稲葉車瀬営農組合におきましては、農家組合内に水稻・なし直売部会を設置し、また共同作業をはじめオペレーター組織の育成などを行い、兼業農家や高齢者にも対応した集落営農に取り組んでおられるところでございます。

こういった営農組織を地域の担い手としてふやしていくため、各地域の農業の推進役であります農家組合長に対しまして、県主催の営農組織設立塾や農協主催の研修会などへの参加も呼びかけているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 町としては、個々に担い手の育成に対しまして努力して取り組んでいただいていると思います。

先ほど冒頭に申し上げましたように、担い手への農地集積を促進する政策として、農地集積加速化事業というのがあります。これについてどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） ただいまご紹介の農地集積加速化事業でございますけども、これにつきましては、国の新規事業といたしまして、平成21年度の補正予算に上げられております。この平成21年度の補正予算におきます農林水産省関係では、1兆302億円を計上されているということでございまして、その中で農地の効率的な利用を図る、今、ご紹介の農地集積加速化事業につきましては、そのうち2,979億円を計上されていると聞いております。

この事業は、小規模農家や高齢者農家などの農地所有者が安心して農地を委ねて、その農地が担い手に対しまして一定の面としてまとまった形で集積される取り組みを加速化するという内容であるというふうに聞いております。

具体的な内容といたしましては、次の3つの事業によって構成されているところでございます。1つ目といたしましては、農地の所有者への交付金として、平成21年度から23年度までの3年間に、面的集積につながる取り組みを通じて、農地の利用権の設定等を行う所有者に対しまして、年間最高10アール当たり1万5,000円を最長

5年分交付するといった内容がございます。

2つ目といたしまして、新規参入する法人が、農地の所有者に対しまして数年分の賃借料を一括前払いする際に必要な資金を無利子で貸し出しするといった内容もございます。

3つ目といたしましては、市町村に農地の利用集積等を実現する推進員を設置する場合、その設置費用を支援することによりまして、農業委員会をはじめ関係者による農地集積の調整に必要な活動を促進するといった内容というふうに現在聞いております。

しかしながら、今日現在どういう取り組みであれば交付金が交付されるのかなどにつきまして、交付金の詳細な交付要件等につきましては、まだ決定されていないという状況でございます。今後、詳しい内容が決まり次第、事業の周知を皆様方に図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） この事業につきましては、先ほども答弁ありましたように、農地の集積を加速する上において有効に利用すれば担い手の拡大につながると考えております。今後、交付要件が決まってないということで、決まり次第進めていただきたいと要望しておきます。

次に、2点目の農業体験農園についてであります。現在、農家から直接指導を受けながら農作物の生産を体験出来る農業体験農園が全国で広がっております。一定の区画が利用者に割り当てられ、農家が作付けから収穫まで決めこまかく指導し、利用者と一緒に作業をすることで、体験を通して維持可能な農業経営の仕組みをつくり上げていくものであると考えます。この農業体験農園についての見解を伺います。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 斑鳩町農業委員会では、現在、農業に興味のある方を対象に農業体験の場を提供する栽培サポーターの募集を行っているところでございます。昨年は、そば栽培の種まきから収穫までを体験してもらいまして、収穫したそばでそば打ち体験をしたり、そのそばを食べたりという農と食を体験出来るそば栽培サポーターの募集を行ったところ、21名の参加者を得たところでございます。

栽培終了後には、サポーターの方々と農業委員との懇談会を実施いたしまして、参加者の農業に対する熱意ややる気、あるいは栽培体験を通じて農業のしんどさ、収穫の喜び、または自分でつくったそばを食べ大変おいしかったなど様々な貴重な意見を聞くこ

とが出来たということで、大変好評であったというふうに聞いてございます。

今年度では、新たにじゃがいもサポーターの募集を行いました。その結果、32名の参加者を得たところでございまして、現在、栽培をしているところでございます。7月の上旬には、ジャガイモの収穫を行う予定でございます。

その他、斑鳩町では、ご存じのように、いきいきファームという貸し農園の開園も実施しておりまして、農園は稲葉車瀬地区と阿波地区合わせまして100区画でございます。非農家の方が色々な作物を栽培され、土に親しんでおられます。また、斑鳩町産業フェスティバルの品評会にも出品される方もおられまして、農作物を育てる喜びを実感しながら、農や食への理解を深めていただきまして、農業に興味や理解を持っていただける機会づくりをしております。

そして、新たに農業を行いたいという方のために、県や市町村が相談窓口となり、自分のやりたい農業のイメージを具体化するため、経営作物や経営規模、設備投資などの相談に乗りながらの計画づくりのサポート、農業の技術やノウハウを身につける場として農業大学校や農業インターンシップ研修などの紹介を行うことなどを予定されているというふうに聞いてございます。

農業大学校では、就農意欲の高い方に対しまして、農業経営及び農業技術等に関する実践的な能力を単年度で習得することが可能なカリキュラムが組まれております。短期でございましたら、定年退職者などの世代を対象に、初めの第1歩といたしまして、栽培の基礎、農機具、肥料、農薬など農業に関する基礎的な知識について、実践的でわかりやすい講義と実習を交互に実施するシニアファーマー養成講座や、近い将来「やりがいのある農業を」と働きながら考えておられる方につきまして、講座を土曜日に開催するアタックファーマー養成土曜講座などがございます。

また、全国新規就農相談センターでは、先ほど触れました農業インターンシップ研修を実施されております。農業インターンシップと申しますのは、学生や社会人の皆さんが農業法人等で就農体験をする制度でございまして、就職先といたしましての農業という世界を知ってもらうこと、また私たちが日ごろ食べている食料とその生産について関心を持ってもらうという目的で研修を実施されております。

今後の当町の農業におきましては、こういった制度の普及はもちろんのこと皆さんに農業に興味を持ってもらえるよう収益性の高い農作物の開発など、農業が活性化するようシステムの構築を目指し、農業委員会と連携しながら検討してまいりたいというふう

に考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 町では、いきいきファームという貸し農園がありますが、それとはちょっと違いまして、身近で農業の体験が出来る土地を確保して、作物も農家の方と相談しながら幅広い作物を自由に栽培することの出来る体験の場があれば、まずここで農業に興味を持っていただいて、次のステップへと進めていただくことが望ましいかなとは思いますが。町として、この考え方について伺います。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） その点につきまして、先ほど若干説明をさせていただきましたサポーター制度でございますけれども、この制度は、農業委員の指導によりまして農業を体験するものであります。ところが、自分の興味を持った作物を好きな時に栽培したいと思われる方には、若干不自由さを感じられるかもしれません。質問者のおっしゃるような営農指導をしてもらいながら、また好きな自分がつくりたい作物を自由に栽培するということになれば、さらに農業に興味を持っていただける方が多く出てくると考えられますので、農業委員会の中でもそうしたことにつきまして検討していただくというふうに考えてございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後、農業の体験を通じまして担い手への農地集積が加速出来るよう改善を行い、また次世代につないでいただけるよう施策を展開していただくよう要望しておきます。

次の4番目の質問に入ります。災害時要援護者の避難支援対策への取り組みと被災者支援システムについてであります。災害時にみずから身を守ることが困難である高齢者、また障害者等要援護者を適切に避難させる体制を整備することが喫緊の課題として自治体に求められております。現在、各自治体において、災害時要援護者の避難支援対策への取り組みで、要援護者名簿、またリストの作成や避難支援対策における具体的な対策が講じられております。また、被災後における被災者支援のあり方を考える上において、被災者支援システムは、被災者の復旧、復興業務を急速に進めるシステムで、今後、このシステムの導入を考える必要があると考えます。

そこで、以上の要旨を踏まえまして、3点について伺います。

①点目は、災害時要援護者名簿・リストの状況と活用についてであります。昨年の

1月からアンケート調査を実施し、要援護者の把握が出来るようになってきたと聞いておりますが、災害時要援護者の名簿・リストの状況と経過、また、今後、具体的にどのように活用していくのかを伺います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 災害時要援護者名簿の作成につきましては、昨年の1月にアンケート調査を実施いたしました。このアンケート調査につきましては、障害者手帳保持者、住民基本台帳上の65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯、介護保険の要支援、要介護認定者、合計4,252人の方を対象に、同居家族や緊急連絡先、安否確認の要否、情報提供に対する同意、聞き取り調査の可否などについてお尋ねをし、7割近くの方からご返送をいただき、一定の援護を必要とする方の把握は出来たところでございます。

しかしながら、まだまだ情報が不十分であり、返送をいただけていない方も相当数あったことから、このアンケート調査の結果をもとに、情報提供や聞き取り調査について拒否の意思表示をされた方を除きまして、新たな項目も加え、民生児童委員の皆さんにご協力をいただき、家庭訪問による聞き取り調査を今年2月から実施をしているところでございます。現在、調査の終了した分から、順次整理とデータの入力作業を行っているところでございます。

また、今後の予定でございますが、民生児童委員の皆様のおけます日ごろの見守り活動と共に、災害発生時など緊急に必要な場合には、自治会、民生児童委員、警察や消防など関係機関に情報を提供していくほか、避難支援者が決定している方につきましては、要援護者への情報提供や安否確認等の活用を図ってまいりたいと考えており、こうして高齢者マップの作成にもつなげてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 確かに、このリストを利用しまして高齢者マップを作成するというので、以前の一般質問でそういう形で方向性を決めていただいたんですけども、これは一つでありまして、さらにこのリストを利用しまして有効活用が出来るんじゃないかということで思いますので、再度お聞きいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） このリストにつきましては、今、申しあげましたように、要援護者に対します安否確認等の活用を図ってまいりたい。また、先ほども申しました

ように、並行して高齢者マップの作成にもつなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） これからもっと、深い意味においてこれがもっと利活用出来るようにお願いしておきたいんですけども、やはり机上の面だけではなく、やはり実際に訓練を要した形においてその体制をつくって初めてこのリストの意味がありまして、その辺をよく考えていただきたいと思います。

次に、②点目の災害時要援護者の避難支援についてであります。高齢者や障害者の方に具体的にどのようなサポートを行うのか、伺います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 災害時要援護者の避難支援につきましては、高齢者、障害者の方や、それぞれ状況が異なりますので、配慮の必要な事項が様々であります。寝たきりの高齢者や肢体不自由者の方は、自力での行動が困難であり、視覚障害者や聴覚障害者の方々は、情報収集や状況判断が困難で、情報の伝達方法にも配慮が必要であると考えております。また、認知症の高齢者や知的障害者の方は、自分では情報や状況判断が困難であり、自分の状況を伝えることも困難で、環境の変化に順応しにくいということがあったり、内部障害者、難病患者の方につきましては、特定の医療機器材や医薬品、食品の確保等が必要になってまいります。

これらの多種多様なサポートに、町単独で対応することは非常に困難であり、警察や消防など関係機関との連携、また自治会、自主防災組織をはじめ民生児童委員や社会福祉協議会、福祉関係団体等、さらには福祉サービス提供者、避難支援者等の協力が不可欠であると考えております。また、避難所等での要援護者に対します医療の確保、健康状態の把握等に関し、医師、保健師、看護師、薬剤師等の広域的な応援が必要とされる場合も生じてまいります。今後、災害時要援護者名簿をもとに、それぞれの状況に応じて、関係機関との緊密な連携の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 要援護者の方々には特別の配慮がされた、例えば福祉の避難所という形の場合が必要であるかなと思います。町としてはどのように考えているのか、伺います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 高齢者、障害者、また妊産婦、乳幼児、病弱な方等特別な配慮がなければ避難所での生活に支障を来す方で、介護保健施設や医療機関等に入所、入院するに至らない程度の在宅の要援護者の方につきましては、避難所での配慮が必要と考えております。災害が発生した場合、第一義的には最寄りの避難所に避難することが重要と考えておりますが、避難生活が長引いた場合には、バリアフリー化された生き生きプラザ斑鳩に移動をしていただき、避難生活を送っていただく場所として考えております。

以上です。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後、生き生きプラザ斑鳩での要援護者の運営体制や、また他の避難所に避難されている要援護者との連携も考えていく必要がありますので、この点も検討をお願いしておきたいと思っております。

次に、③点目の被災者支援システムについて、その必要性と認識について伺います。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 被災者支援システムについてのご質問でありますけれども、災害発生時におけます行政の果たすべき役割は、発生直後では、救助、救急活動、応急避難、避難所の開設・運営、緊急物資の供給などがあります。また、発生後一定期間が過ぎますと、災害復旧、復興対策に向けた仮設住宅等の住宅の確保、災害援護資金や義援金の支給といった被災者の生活の支援など非常に多岐にわたると共に、膨大な業務量进行处理していく必要があります。こうした被災者に対します対応をいかにスムーズに行えるかにより、災害発生時における被害の軽減、混乱の防止、また被災者の復旧、復興に向けた支援が可能となってまいります。

このことから、質問者が述べられております被災者支援システムは、今、申し上げました業務をスムーズに行っていく上での有効な一つの手段であると認識をいたしております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 災害時の危機管理に役立つ重要なものと認識していただいていると思っております。

そこで、被災者支援システムの導入についての考え方について伺います。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 被災者支援システム導入の考え方であります。

本システムにつきましては、各市町村において独自にシステム開発をされたもの、また、現在、広く全国の市町村で活用出来るようシステムを公開されているものがございます。

公開されているシステムで申し上げますと、平成7年に発生いたしました阪神淡路大震災の経験をもとに、兵庫県西宮市の情報システム担当職員が開発したもので、災害発生後に自治体が担う復旧・復興業務を支援するためのシステムでございます。

具体的には、1つとして避難所の入退去を含めた避難所の管理システム、2つといたしまして家屋罹災証明管理、災害援護資金や義援金の管理といった被災者の支援システム、3つといたしまして仮設住宅の管理、抽選管理、入居者管理といった仮設住宅管理システム、その他犠牲者等の被害の管理が行えるシステムの構築となっております。

このシステムにつきましては、既に平成16年に同市で台風23号により発生した浸水被害を受けた際にも活用されておりました、システムを活用しない場合と比較いたしますと、大幅に事務作業の時間が短縮されたとの報告もされているところでございます。

本町におきましては、こうした事例も参考にしながら、万が一の災害発生に備え、いかに被災者の支援をスムーズに行っていくか勘案しながら、システムの導入について検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 特にこのシステムでは、被災時に被災者の氏名、住所などの基本情報や被害状況、また避難先、被災者証明書の発行など、人身にかかわることなので総合的に管理することが重要と考えております。今後、斑鳩町の地域に合ったきめ細やかなシステムの検討をお願いいたしまして、一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、11番、飯高議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時41分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

続いて、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） これから一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本年度の予算の歳出を削減されておりますのは、今後、高齢化問題や経済不況により歳出が減少することを踏まえ評価出来るのですが、これからは歳入をふやさなければ、住民サービスの低下を懸念する声を町民からよく耳にします。

そこで、どのように今後の町財政を考えておられるのか、伺います。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 町予算におけます歳入のうち、町の裁量が及ぶ主なものは、町税、負担金、手数料及び使用料等ではありますが、この点につきましては、以前の一般質問におきましても、滞納整理の強化、適正な受益者負担のあり方などを十分考えながら、総括的に歳入増加の確保に努めてまいりたいと答弁をさせていただいたところであります。しかしながら、昨年からの景気低迷によりまして、その新たな方策については、非常に難しい局面を迎えているところであります。

そうした中ではございますが、現在、整備中でありましていかるがパークウェイや法隆寺線整備事業により基幹道路が完成しますと、市街化区域内の空地等につきましては、開発の期待が出てまいります。この土地利用について、当町の自然環境や居住環境に合った適正な土地利用を促すことによって、住宅の建設による人口の増加により、個人住民税、固定資産税、都市計画税の増加や店舗の増加などによる法人町民税の増加、そしてこれによる消費の増加により地方消費税交付金の増加などの期待が持てるのではないかと考えております。

先ほど申し上げましたとおり、現在の景気低迷の中で、町民の皆様から負担金や手数料、使用料を引き上げることににつきましては、到底理解が得られないと考えております。社会の変化に合わせた町民の皆様のご理解が得られるような方策については、非常に難しいテーマではございますけれども、特効薬はございませんが、今後とも当町の特色に合うよう鋭意調査研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今のお答えから、一例として、基幹道路の整備に伴う土地利用を促すことにより歳入の増加を考えておられるのがわかりました。それ以外に、例えば観光により町経済を活性化するとか、子育て支援により若い現役世代に住んでもらうとか、

環境に配慮した企業誘致などが考えられると思うのですが、そのあたり町としてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、観光施策についてでありますけども、これまでも、例えば法隆寺駅から法隆寺までのルートサインの整備を進めるなど、訪れる方々が快適に過ごしていただけるような施策に取り組んでいるところであります。また、平城遷都1300年記念事業を契機に奈良に来られる観光客がふえるわけですが、こうして来られる観光客の方を、法隆寺周辺はもとより昨年完成いたしました史跡藤ノ木古墳などの町の観光資源をしっかりと活用し、来訪者の増加につなげたいと考えております。

さらには、今年度末には（仮称）文化財活用センターの竣工が予定されております。史跡藤ノ木古墳のガイダンス施設として、また歴史文化の学習施設として、現在、建設中ではありますが、法隆寺を訪れた方々をうまく誘導し、観光客の増加を図り、ひいては町税の増加につなげられるのではないかと考えております。

次に、子育て支援施策についてであります。今年度から実施しております小学生の入院についての医療費助成や保健センターで実施しております安心して産み育てる子育て支援施策の充実、具体的には妊婦一般健康診査の助成拡充、各種講座・教室の開催、助産師による新生児訪問や妊産婦相談・指導などでありまして、将来的にはこうしたきめ細かい取り組みが若い世代の定住に結びつき、町税の増加、町の活性化につながるのではないかと考えております。

一方、企業誘致となりますと、工場などは準工業地での未利用地面積の問題や、また果たして斑鳩町という歴史と文化のまちにふさわしい企業が来てくれるのかという問題もございます。そうした点では、少し難しい面を持っているものと考えております。

高齢化や少子化は、いわゆる生産人口の減少が生じますので、歳入の確保という点で非常に重大な状況が起きているということは、町といたしましても十分認識をしております。残念ながら、現在の状況では、これは避けて通れないことであるという点につきましても、十分認識もいたしております。

今後も、社会の変化に合わせ様々な施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いをいたしたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 幅広い視点に立って柔軟な考えで、今、お答えいただいたことを

実施していただくことを要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

本年1月、中央公民館にて、土砂災害のおそれがある地域の現地調査の結果に基づく説明会が開催されました。説明を受けたイエローゾーンに指定された地域の近くに住んでいる者は、知るにより、安心ではなく不安に思われております。その点、町としてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 土砂災害区域のイエローゾーンに指定されたことによりまして、住民が不安に思われているということでございますけれども、この土砂災害防止法と申しますのは、質問者も既にご存じのように、平成11年の広島で発生いたしました土砂災害がきっかけとなりまして、この時は土砂災害の危険性があることを知らずに住んでおられた新興住宅での被害、また一人で避難出来ない高齢者などの被害者が目立ったことが原因でございます。

こうしたことから、土砂災害が発生する可能性がある危険な区域を明らかにいたしまして、日ごろから携行品、持って出るものでありますとか、その備えでありますとか、いざという時に速やかに避難していただく心構えをお願いするための法律であるというふうなものでございます。土砂災害の危険箇所に対する対策工事でございます、いわゆるハード対策だけでは限界がございますために、住民の命を守るために、避難を促すためのソフト対策も必要であるという反省に立って、この土砂災害防止法、本当はもっと長いんですけども略称で土砂災害防止法と呼ばせてもらいますけれども、その法律が13年の4月1日施行されたということでございます。

先ほどご紹介もありましたように、当町におきましては、平成19年、20年度の2カ年で関係自治会長と協議を行いながら県の事業として現地調査を実施されておりました、本年1月に中央公民館で、24の関係自治会に対しまして、調査結果に基づき県による説明会が開催されたところでございます。

この説明会におきましても、質問者もおっしゃっておられるように、区域指定だけしてその後の対策はどうなるのかといったご意見もいただいております、住民の方々のお気持ちはよく理解出来るところではございますが、先ほど説明をさせていただきましたように、本法律の目的でありますソフト対策として、町といたしましては、住民の皆様方に、斑鳩町洪水ハザードマップを改訂するなど、そしてそれを配る予定をさせていただいております。そうしたことで、危険箇所や避難場所の周知を行うことによりまし

て、防災意識の向上が図られるということが被害の拡大防止につながるというふうに考えているところがございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今のお答えでは、住民が、今、住んでいるところは危険であることを知ることにより、防災意識の向上を図り、災害の拡大防止につなげていくとおっしゃられましたが、それでは、自分のいる場所が危険であるということがわかった方に対する避難勧告はどのようになるのですか、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 土砂災害の危険が想定されている地域に対します避難勧告についてのご質問でございます。

最初に、土砂災害を含む町の風水害発生時における全般的な体制につきましてご説明をさせていただきます。

気象情報、洪水予報、災害の発生が予想される場合等におきまして、その状況に応じ、風水害等警戒体制、または町災害対策本部の設置を行い、河川等の危険箇所の巡回・警戒活動をはじめとした災害応急対策を、町消防団、西和消防署、西和警察等の関係機関との連携協力のもと実施することといたしております。

次に、応急避難についてであります。住民の方々を災害から保護し、二次災害を防止するため、特に必要がある場合には、住民の皆様に対し、避難のための勧告や指示を行うこととしております。

このような場合の避難所の開設基準につきましては、その状況に応じまして浸水や崖崩れなどによる被害のない安全な場所の避難所を開設し、あわせて避難勧告等の対象地域の自治会長様をはじめ住民の皆様に対しまして、町の職員が対象地域に直接出向きその内容等を伝えますと共に、広報車や有線放送、FM放送、防災情報メール等も活用いたしまして、住民の皆様への情報伝達の徹底を図ることといたしております。

また、避難に際しましては、西和警察署、町消防団の誘導のもと、地域住民の皆様とも連携を図り、安全な場所への避難誘導を図ることといたしております。

質問者が述べられております土砂災害の危険が想定されている地域に対する避難勧告等の基準につきましては、大雨洪水警報発令時におきまして、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村が避難勧告等を発令する際の参考となるよう、奈良県と奈良気象台の共同により、市町村単位による防災情報として土砂災害警戒情報が発表さ

れることとなっております。

このことから、本町といたしましては、この土砂災害警戒情報が発表されました時点におきまして、町内の土砂災害危険箇所におきまして、避難の必要な地域に対し、避難勧告、避難指示の発令を行い、住民の皆様の安全確保を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） なるほど、防災情報として、土砂災害警戒情報が発表されると、必要な方に対し安全確保を図っていただけるということを開き、安心いたしました。

では、この土砂災害危険箇所を安全なものにするため、今後、どのように県や国に対策を要望されていくのか、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 今後、どのように県や国に対策を要望していくのかというご質問でございます。

今回、土砂災害防止法に基づきまして、警戒区域のイエローゾーンの区域指定が行われましたが、引き続きまして、家屋に甚大な被害が及んで人命に著しく危険を及ぼすおそれのある範囲を特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンとして指定されていくということとなっております。

レッドゾーンに指定されますと、宅地分譲や社会福祉施設などを目的とした開発行為が許可制になりまして、開発業者による土砂災害への対策工事が必要となります。一方、個人では、家屋を新築または増改築する場合には、建物を鉄筋コンクリート構造にしたり別に擁壁をつくったりすることが必要となってきます。そうしたことが土砂災害防止法に基づく指定となってございますけれども、質問者がおっしゃっておられるハード面のご質問だと思うんですけども、この県内のそうした、今、県内全般でイエローゾーンでありますとかレッドゾーンの指定の作業が進められておるわけでございますけれども、県内のそうした区域で危険性、緊急性の高いところから、順次、こういうハード対策を講じていかれるというふうに聞いておるわけでございますけれども、先ほど質問者もおっしゃっておりますように、1月に開催されました県主催の説明会の住民の声につきましては、県の方も十分承知をさせていただいているところでございます。今回、こうして議会でもお取り上げいただきましたことにつきましても、十分、県の方に申し上げてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 災害は、起こってからでは遅いのです。くれぐれも強く県や国に要望をしてください。よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

続いて、2番、小林議員の一般質問をお受けいたします。2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） それでは、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

本日は、今後の斑鳩町のごみ減量対策がどのような方向へ進もうとしているのか、斑鳩町の考えを確認したいと思います。

まず、21年度、斑鳩町は、「ごみゼロのまち いかるが」を目指すと言われました。私は、これは高いゴールを設定されたなあというか宣言されたなあというふうに受けとめました。それは、ごみをゼロにするということは、今、我々が行っているライフサイクル全体を見直し、ごみの発生抑制、再使用、再利用の見直しだけではなく、地域主導であり、また低コスト、低環境負荷、また新しい技術に頼らない全く新しい根本的な解決を目指すものだからです。

そして、ごみゼロのまちづくりといえ、やはり一般の方は、多くの方が、ごみをゼロにすることが可能かというふうな疑問を抱かれます。しかし、ここで問われるべきは、それが100%可能かということが問題ではなく、斑鳩町の行政がどのような方向に向かっていくのか明確にするための宣言だったと私は思っております。それは、発生の抑制とリサイクルの限界を乗り越えるために、ごみゼロにするという積極的な考えをどのように政策に反映していくのか、また反映出来るのかであり、ごみゼロを目指して、10年後、20年後に達成出来なかったとしても、そのことを、我々がやった努力をだれも批判する人はいないと思っています。

また、その目標を達成するためには、我々一人ひとりがさらなる努力をしなければいけません。それには、まずは現状を知っておかなければいけないと思いますけれども、現状を知っていないと努力による改善の成果がわかりませんのでね、まずは平成20年度の各ごみの処理費用、住民さんから言えば、住民が払っている税金がどのようにごみの処理の費用に使われているのか、まずはごみ費用の明細を教えてくださいたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 平成20年度の各種ごみの処理費用でございます。

その前に、ごみゼロということでございますが、ごみゼロということは、ごみをゼロにするのではなくごみを限りなくゼロに近づけていくということでご理解を賜っておりますことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。ごみゼロは、ごみをゼロにするのではなくごみをゼロに近づけるということで取り組んでおりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、平成20年度各種ごみの処理費用についてでございますけれども、町がごみ処理を委託している品目の処理方法と処理量、処理の委託料につきまして、平成20年度実績でお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、ペットボトルでございますが、49.46トンの回収量で、処理の委託料につきましては、財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡した19.74トンにつきましては、すべて製造業者や小売業者の負担となっており、町の負担はございません。

次に、食品トレイでございます。0.91トンの回収量で、0.8トンのリサイクル協会に引き渡し、処理の委託料は2,477円となっております。

次に、瓶類、缶類であります。処理量につきましては、瓶類、缶類を合わせまして252.16トンでございまして、処理の委託料は333万6,072円でございます。

次に、その他プラスチック類であります。処理量につきましては、568.77トンでございまして、処理の委託料につきましては2,567万9,839円となっております。

次に、不燃物でございます。処理量につきましては、882.15トンでございまして、処理の委託料につきましては3,715万6,980円となっております。

次に、蛍光灯、乾電池でございます。処理量につきましては、蛍光灯が1.42トン、乾電池が3.49トンでございまして、処理の委託料が合計で78万7,983円となっております。

また、平成20年度から新たに開始しました剪定枝葉・刈り草でございます。平成20年度から公園等公共施設から発生をしました剪定枝葉や刈り草を堆肥として再生処理をしており、処理量につきましては287.64トン、処理の委託料につきましては661万5,720円となっております。

次に、ごみ処理に関します種類別経費でございます。平成20年度につきましては整理がついておりませんので、平成19年度の経費をご報告をさせていただきたいと存じ

ます。

ごみ種類別の経費につきましては、ごみ種類ごとに個別にかかります費用以外のごみ収集に関する人件費、収集車両の維持管理費などごみ種類ごとに経費が割り出せない費用につきましては、ごみ収集量の比率で按分して算出をしていることをご理解いただきたいと思います。

平成19年度のごみ処理に関する地元補償を除く直接経費の合計は、3億4,524万8,287円でした。種類別では、可燃ごみ2億1,795万2,418円、不燃ごみ4,862万8,677円、粗大ごみ1,783万7,981円、その他プラスチック類4,528万4,221円、瓶・缶類1,191万6,445円、有害・危険なごみ73万6,988円、ペットボトル286万9,841円、食品トレイ2万1,716円でございます。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 今、いただいた情報ですね、私自身も各住民がどのように生かすかはわかりませんが、今、この情報をいただいて、私自身が努力不足だなあと感じましたのは、蛍光灯、乾電池の処理についてなんですけれども、処理金額の78万円が妥当かという問題ではなく、乾電池の処理量が3.5トンもあるという現状を、前からその情報をいただいていたのかもしれませんが、今回、初めて認識して、ちょっと、今、家にある、1年ちょっとためていた乾電池の量をはかってみますと、こぶしぐらいの量で約600グラムあったんですね。たった600グラムですけれども、今回、町の方針でごみをゼロにせず、少なくしていくという方針と、また、今回いただいた情報を生かすためにも、私の家庭の乾電池のごみを、やはり、今、少しだけ使っている使い捨ての電池が終われば、もうすべてなるべく充電式の乾電池に取り替えていこうと思っております。ですから、私の家の乾電池関係でも、1年以内には乾電池のごみをゼロに出来るかなあというふうに思いますね。

だから、そういうふうに、だれがどのようにその情報を認識するかわかりませんが、やはり色々な情報を認識、比較することによって、ごみの減量をする努力も変わってまいりますのでね、これからももっと住民さんに、私も投げかけますけれども、行政側も情報を投げかけていただくように要望しておきます。

また、年間収集費用の3億4,524万円、その費用がわかれば、トン当たりの収集

費用がわかったり、またそのトン当たりの収集費用がわかることによってトン当たりの人件費、色んな情報がわかり、比較することも出来ますので、今日間に合わなかった資料は、また後日提供していただくように要望しておきます。

それと、今、ご答弁いただいたごみの処理費用に関してなんですけれども、たしか斑鳩町の方でも幾つかの資源の売却益があると思うんですけれども、それが、今、一体どうなっているのか教えていただきたいのと、また以前に、ペットボトルは売却出来るので、高く売れるところに売って、町が売却し利益を得るべきだとの意見がありましたけれども、今の現在の経済状況でのペットボトルの処理はどうなっているのか、あわせてお答えをお願いします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） まず、地域で集団回収を実施することが出来ない自治会から町が回収している古紙類、繊維類の回収量、売却益と、空き缶回収機で回収した空き缶の回収量、売却益につきまして、平成20年度の実績でお答えをさせていただきます。古紙類、繊維類につきましては、全体で回収量130.79トン、売却金額は134万4,130円でございます。次に、空き缶につきましては、回収量6.45トン、売却金額は57万5,200円となっております。

それから、以前ペットボトルの関係で質問者おっしゃっていると思います。売却出来るので、町として売却して財源に充ててはどうかというご意見もありました。その関係でございます。

ペットボトルの処理についてでございますけれども、ペットボトルは、容器包装リサイクル法に基づき分別収集の対象品目となっております。法施行当時は、多くの自治体が、容器包装リサイクル法に基づいて日本容器包装リサイクル協会と処理の委託契約を締結し処理をしておりました。その後、中国の経済成長と共に、ペットボトルを有価で買い取る処理業者が出現し、自治体の多くは、指定法人ルートから独自ルートへ処理方法を変更し、売却するところがふえていったところでございます。

しかしながら、景気の後退により、ペットボトルの主たる輸出先でございます中国の引き合いが停止し、買い取り価格が暴落をし、独自ルートで業者に処理を委託してきた自治体では、引き取り拒否に直面する事態が生じてきております。

このため、処理出来ない自治体が相次ぐことを懸念した政府は、緊急措置として日本容器リサイクル協会に追加入札を依頼するなどの対策も講じられたところでありますが、

指定法人ルートにも引き渡すことが出来ず、倉庫を貸借して大量のペットボトルをストックすることを余儀なくされた自治体もあるように聞いているところでございます。

町におきましては、当初よりペットボトルについては、価格の高騰は一時期の現象であると判断をしており、容器包装リサイクル法施行以来一貫して指定法人ルートで処理をしているところで、現在におきましても処理委託料は不要で処理出来ているところでございます。

以上です。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 私は、今、色々問題になってますけれども、日本のリサイクルシステムをこれから確立させていくためにも、やはり今の町の方向を、町の考えを維持していただきたいというふうに要望をしておきます。

しかし、リサイクルでしたらいいですけども、ダウンサイクルではなく、リサイクルよりも価値のあるアップサイクルに努力しているそのような身近なルートがあるのであれば、またそれはそれで検討の余地というか検討する価値があるのではないかなあというふうに、誤解のないように申し上げておきます。

では、次に、事業系ごみ対策についてお伺いします。

斑鳩町が取り組んでまいりました家庭ごみ有料化によるごみ減量効果の経年劣化というかりバウンド現象の一因に、事業系ごみが原因していることが多く、事業系ごみ対策が不可欠でありますけれども、町としてはどのように対応をしていくつもりなのか、お答えください。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 事業系ごみでございますけれども、家庭系ごみが年々減少をしているのとは対比的に増加の傾向にありますことから、平成19年3月から4月にかけて、町内の全事業所、また平成19年9月には、再度飲食店を対象に訪問指導を行い、ごみの減量と資源化の協力をお願いしてきているところでございます。

また、平成19年の3月、「事業系一般廃棄物搬入の手引き」を作成し、訪問指導の際に各事業所に配布をし、透明袋による排出など排出基準の徹底と排出量の減量を呼びかけております。

さらに、平成19年4月以降、各事業所がごみを排出する際に、ごみ袋に排出証明シールを貼ることとし、事業系ごみの越境搬入を防止すると共に、ごみの排出量を1年間

に配布されたシールの枚数制限内に抑制をしていただくように努力を促すことで、事業系ごみの減量を促進してきたところでございます。

なお、事業系ごみを持ち込む際に、適宜、目視検査、展開検査を実施し、排出基準が徹底されるようにも努めております。

このような指導によりまして、平成20年度の事業系一般廃棄物の処理量は約1,768トンと、平成19年度と比較いたしまして11.6%、量にして約230トン減少するなど、効果があらわれてきているところでございます。

なお、今後の対策としましては、町内の事業所を対象に、ごみ問題の現状、関連法令、町の今後の方向性を理解していただけるようなセミナーの開催、またごみ処理手数料の見直しなど、さらなる事業系ごみの減量を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 今、事業系ごみの対策をお聞きして、やはり目視による点検や展開検査などをされているということをお聞きして、やはり斑鳩町は本格的な事業系ごみ対策をする気があるんだなあというふうに思っております。それをさらに今後、斑鳩町が、性善説に立って努力しようとしている業者さんにはきめ細かな指導と助言、また多量の排出業者対策に対しては、やはり厳しくやっついていかないと、一般の家庭ごみを出されている住民さんの理解も納得も得られないのかなあと思っておりますので、事業系ごみ対策、ほんとに今後大きな課題になってまいりますので、これからも厳しく取り組んでいただきたいというふうに要望しておきます。

次に、平成20年度の各種団体による資源物回収について、今の現状と斑鳩町の今後の考えをお伺いします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 平成20年度の資源物回収、廃品回収の関係でございます。資源物集団回収事業につきましては、平成20年度資源物回収事業登録団体として90団体が登録をされており、実際に資源物集団回収事業奨励金の申請をされた団体は、88団体でありました。

平成20年度回収量は、全体で171万7,035キログラムであり、回収品目別に見ますと、本・雑誌類が41万657キログラム、新聞紙が96万3,839キログラム、段ボールが21万1,765キログラム、紙パックが6,214キログラム、衣類が10万3,243キログラム、アルミ缶が2万1,317キログラムでございました。

奨励金額につきましては、1キログラムにつき5円の奨励金を支給しており、総額85万5,175円でございます。

当町におきましては、子ども会をはじめとした各種団体による集団回収の取り組みに奨励金を支給することにより、その取り組みの促進を図っており、新聞紙等の古紙類が可燃ごみとして排出される量が減少し、衛生処理場焼却炉及び焼却灰の最終処分場の延命につながることから、町のごみ減量化、再資源化を進める上で不可欠な事業であると考えております。

また、地域で集団回収に取り組んでいただくことによりまして、子どもたちのごみ問題への取り組みの向上、あるいは町民の皆様のごみ問題に対する認識の向上などにもつながると考えることから、町といたしましては、現在の子ども会をはじめとした各種団体による集団回収事業が最も効果的であると見ており、今後もさらに取り組みを推進してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 今、ご答弁いただきましたけれども、地域による集団回収に奨励金を出すということは、本当に効果的であり、それが全国の各自治体によっても、ある程度実証されていますよね。

そして、その実際の分別には、住民に大きな負担が伴いますけれども、しかしその行動が、大げさに言えば地球や身近な環境のためになるなどの社会的利益に貢献する行動であり、また行動している自分たち自身、登録されている自治会や子ども会、福祉会の楽しみにつながる行動を、動機づけにしている行動を支えている制度なんですね、この奨励金というのは。

斑鳩町がすべての資源回収をすとか、もう斑鳩町の住民はごみの分別が習慣化されているので自然と行動が出来るから、この奨励金制度を廃止すとかごみ袋を廃止すとか、そういうことをするとどうなるかというのは、全国各地の自治体のヒアリング調査などで、それはもう予測がつくことなんです。やはり、この奨励金制度、心理的にも今の行動、習慣、信念を支えている、大げさかもしれませんがその行動を支えている柱でもありますので、最低今の現状維持を、奨励金1キロ5円というのを維持をしていただきたいというふうに考えております。

最近、資源物回収量が18年から年々減っていますよね。リサイクルの意識が向上して努力しても回収量が減っているんですしたら、環境にいいことなんで構いませんけれど

も、資源物の回収量が減っているということは、奨励金も減っているということですんで、それほど年々増加して町の負担になっているということではないというふうに私は認識しておりますので、ほんとにこれからもこの制度を維持していただけるようお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次に、斑鳩町は進んでますので、以前から理事者側から、ごみ減量対策化として最も重要なことは、ごみの排出量自体を減らす排出抑制対策であり、私たち一人ひとりが、ごみになるものを買わない、もらわない、過剰包装は断るといった行動を起こしていくことが大事だというふうに、もう数年前から斑鳩町の理事者側の方から答弁をいただいております。

そして、今年、ごみゼロのまちづくりを目指すというふうに宣言されました。この普及啓発活動や各種の情報提供、環境教育をどのようにし、高い目標を掲げたので、一般の方々に、住民に理解を得ていくのか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） ごみゼロを目指したごみ学習の教育ということについてのご質問でございます。

住民の皆さんにごみ問題をはじめとした環境問題について身近に考えていただくきっかけづくりといたしまして、平成10年度から自治会別環境問題学習会を実施しております。平成18年6月から平成21年3月までの第5回環境問題学習会につきましては、「『もったいない』を合言葉にスリーアールな暮らしを」をテーマに、ごみ減量化と再資源化の合言葉でありますスリーアールについて紹介し、家庭で出来るごみ減量方法の紹介やごみ分別の必要性について理解を深める内容とし、59自治会、1,258世帯のご参加を得ております。

参加者アンケートの結果、95%の方が、参加して意識が変わった、今後の参考になったと答えており、ごみ問題に関する住民意識の向上に役立っているものと思われれます。

また、自分たちの出したごみがどこへ運ばれ、どのように再生されているのかを実際に目で見て体験することにより、ごみの分別やごみ減量の必要性を再認識し、ごみ問題に関する意識の向上を図ることを目的に、平成12年度から毎年ごみのゆくえ探検ツアーを実施しております。

平成20年度は3回のツアーを実施し、一般を対象として、その他プラスチック類、剪定・枝葉のリサイクル行程の見学、瓶のリサイクル行程の見学の2回のツアーを実施

し、親子を対象として、蛍光灯、家電のリサイクル行程の見学ツアーを実施し、合計77名のご参加を得ており、参加後3カ月後の意識調査の結果、参加者全員が参加後もごみ減量やごみ分別に意識的に取り組んでいると回答をしていただいております。

さらに、各家庭におきます生ごみの減量を促進するために、EMボカシを使った生ごみ減量方法について学習する生ごみ堆肥化講習会を平成11年度から毎年実施をしております。平成20年度は2回の教室を実施し、37名のご参加を得ており、参加者全員が講習会参加後、家庭における生ごみの堆肥化に取り組まれております。

今年度につきましても、平成20年度と同様、自治会別環境問題学習会の開催、ごみのゆくえ探検ツアーの実施、生ごみ堆肥化講習会を実施し、過去のアンケート調査の結果も見ながら実施内容を検討し、ごみ問題についての意識向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 今月号の6月の広報いかるがに、初めの方にタイミングよく生ごみ減量作戦という、2ページ目に書いてますけれども、ここで、本当にこの方が書かれたのか理事者側が用意された原稿なのかわかりませんが、その一部分に、子どもの環境教育にも役立っていますという文がありますよね。子どもたちは普段から家庭で生ごみの減量の様子を見ているので、生ごみの減量は当たり前と思っている。やはり、こういうふうに家庭で教えていただける、実感出来る、体験出来る環境があれば、その子どもたちもそういうふうに環境意識問題に目覚めていくかもしれませんけれども、もしもこういう家庭に環境がなければ、一体教育委員会はこういうふうに、学校でどのような取り組みをされているのか、お伺いさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 環境教育について学校でどんな取り組みをしているのかというご質問でございます。

これは、本町では、これまでも学校教育の中で、人間尊重の精神を培うことをもとにいたしまして、家庭や地域社会との連携を図りながら、知・徳・体の調整のとれた子どもの育成に努めているところでございます。この原点を大切にしつつ、社会状況や子どもたちの生活実態の変化、価値観の多様化などに伴う様々な課題に柔軟に対応をしながら、創意工夫を続ける教育活動を進めることが大切というふうに考えて今日まで来ております。

町独自で副読本の「わたしたちの町斑鳩」という本を作成をいたしております。その本の中に、小学校3年生では、町内を探検し、町内のごみを少なくし、町をきれいにする学習を進めているところがございます。その内容につきましては、ごみ処理場を見学し、ごみの分け方とか、あるいは可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、あるいは有害・危険ごみなど分別、リサイクルの大切さを学ばせていただいております。

さらに、学習は資源活動へと展開をしております。その中で、ごみに関する取り組みについてでございますけれども、昨年度の実績で申し上げますと、斑鳩中学校では、2年生160人が斑鳩町内を7つのブロックに分かれまして清掃活動を行っています。日ごろ生活している地域の美化に汗を流しております、総合的な学習の時間「斑鳩のみち」の一環で「人の道」をテーマにキャリア教育の学習を続けているところがございます。そして、その地元のボランティアグループのご協力をいただいてクリーンキャンペーンを実施いたしております。

斑鳩南中学校でございますが、これは全校生徒290人が、普段の清掃活動では出来ない学校周辺をみんなで協力してきれいにしようという目的を持って、校内と学校周辺のクリーンキャンペーンを実施いたしております。

斑鳩小学校では、4年生122人が、川の水質汚染やごみのポイ捨て等について話し合いながら、自分たちに出来ることに気づくと共に、川をきれいにするのを訴えるためのポスターをつくりました。また、衛生処理場の見学を通しまして、ごみの分別、減量の必要性を感じながら、アルミ缶集めなど自分たちもリサイクルに協力することの大切さを気づかせているところがございます。

そして、斑鳩西小学校では、全校361人で校外クリーン活動を実施いたしております。ねらいは、1年から6年生までの縦割りの班の18グループで校区の清掃活動を行い、みんなで協力して働くことの大切さ、あるいは勤労、奉仕の大切さを学び、物を捨ててある現実から、物を大切にすることを育て、リサイクル出来る物はリサイクルし、ごみを減らして無駄をなくすことの大切さを学ばせています。

それから、斑鳩東小学校では、環境美化の一環として、クリーンデイとして、全校495人とPTA会員とで校舎内外の清掃活動を行い、ごみゼロの教育実践をいたしております。

以上のように、各学校で、きれいなまち・学校づくりを目指しまして、ごみゼロ作戦を実施いたしております。美化活動によりつくられるきれいな環境は、子どもたちの心

に心地よい安らぎを与えているというふうに思っています。さらに、子どもたちはその活動を通して、謙虚な心や物事に気づく心、そして感謝の心を芽生えさせるものというふうに考えております。

昨年の子どもの模擬議会で、子どもからの提案によりまして、「人にやさしい町・環境にやさしい町」になるように、町民が参加しやすいような活動を考えていただきたいというような質問がございました。その提案を受けまして、去る5月30日のいかるがの里クリーンキャンペーンを実施されまして、その中に小学生も多く参加して、一日のクリーンキャンペーンに親子で参加され、そして環境に対する関心を高めていただいたというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 今、今後、斑鳩町がどのように住民の方々と共に進んでいくのか、そういう総合的な答弁をいただきましたけれども、去る5月の30日にクリーンアップキャンペーンがありましたけれども、クリーンアップキャンペーン後の行事にはすごい子どもたちがたくさんいて、すごい楽しい行事、行事というか政策だったなというふうに思いました。今後の政策は、楽しさのある政策をもっとしてもいいのかなというふうに思っております。

このごみのクリーンアップキャンペーンに関しても、これはただ単に単発的な行事ではありませんよね。斑鳩町が今までに行ってきた規則的手法や奨励金的な手法、また経済的な手法、それらを総合的に展開していく上での一環としてこのごみクリーンアップキャンペーンがあるわけですよね。そして、その一環の行事がやはり楽しければ、もっともっと斑鳩の住民の方が参画しやすくなりますのでね、もっと楽しい政策をふやしていただきたいというふうに思っております。

住民の直接参加により、ごみなどのリサイクルなどの回収方法を工夫して、生ごみの堆肥化を上手に組み合わせ、そのシステムをよりよいものに常に改善していけば、現在焼却しているごみのほとんどを、経済的に環境にやさしい、環境にいい方法でリサイクルすることが出来ます。そして、その様々な問題をやはり地域で解決していくということは、地域力の結束が高まり、またごみが資源に変わることによって、焼却施設のやはり延命にもつながります。維持管理費の削減にもつながりますので、やはり税金が地域住民に還元されるような制度を、施策をつくっていただきたいと思います。

やはり、努力している住民に還元されるもっと楽しい施策の例として、日本ではやっ

てませんけど海外で、ごみやリサイクルの袋に、個人を特定出来る情報をつけてごみを出すんですね。そのごみがどうなるかと言えば、それは宝くじみたいな要素がありまして、当たったごみが、正しく分別されていたりすると、その住民さんにその努力に対しての商品とか、そういう楽しい一面で還元されるような制度がやはり存在しますので、ごみ問題に限らず、結果的に環境保全につながる行動が楽しみにつながる、住民の生きがいにつながるような施策を展開していけるようなまちに、楽しさを発見出来るまちに、斑鳩町にしていきたいというふうに私も考えておりますので、また、今後、行政と共に色々な施策を考えていきたいと思えます。

また、その施策を考えるに当たって、いつもお願いばかりですけれども、やはり斑鳩町の風土や文化に合ったごみ減量のための制度をつくるためには何が必要か、今後、比較出来る、考えるきっかけとなる情報の提供をお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） 以上で、2番、小林議員の一般質問は終わりました。

続いて、3番、中川議員の一般質問をお受けいたします。3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、1点目の町道の管理についてということですが、当町は安全で安心なまちづくりの充実、実現のために、日々各種事業に取り組んでいただいていると思いますが、安全でない、また安心して歩けない町道がありますことから、具体的な例を挙げまして質問をさせていただきたいと思えます。

龍田神社から西へ150メートル行ったところの町道敷に、コンクリート等のブロック、またカラーコーンというんですか、数年にわたり放置というんですか、町道に置いてある状況にございますが、町道の管理責任者としての町はどのような対処をされておられるのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） ご質問の件でございますが、まず全般的に、町道に私物を置かれた場合、対策といたしましては、町全体的には、広報紙に道路へのはみ出し禁止の記事を毎年1、2回掲載して、住民の方々の啓発に努めていると共に、道路パトロールや通報等で確認した物件につきましては、その都度対応をしているところでございます。

さて、ご質問いただいております場所につきましては、おっしゃるように通学路でもございますし、児童はじめ地域住民等の安全な通行の妨げになっていることは事実でございますことから、以前から再三にわたりまして、道路上に置かれている、私物を置かれている住民に対しまして、撤去するよう強く指導をしているところでございます。

また、所轄の西和警察署とも相談を行っております、警察からも現場のパトロール等をしていただきまして、また指導もしていただいているところでございますが、残念ながら現在のところまだ撤去をされていない状況ということでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 職員の方々が再三にわたり、道路上に私物を置かれている住民さんのところへ行って指導をしていただいているということでございますが、2週間ほど前ですかね、警察官の方も3名ほど来られて住民の方とお話をされているのを私もお見かけをしておりますが、口頭で職員さんが指導をしに行っても警察官が指導をしに行っても、いまだなおかつ置いている状況にあります、その状況を踏まえて、今後、どのような対処をとられるのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 今後の対処方法ということでございますけども、実は町の方も町の顧問弁護士がおりますので、その顧問弁護士の方にも相談をしております、その道路上に私物を置かれている住民に対しまして、今後、文書でもって速やかに撤去するよう通知を行っていく考えを持っております。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 直接行っていただいて口頭で顔を合わしながら指導をしている方が、文書をいただいて速やかに撤去されるとは私は考えにくいということでございますし、行政行使の中に執行力、相手側が義務を履行しない場合において、法律に基づいて、行政側が裁判所の手続を踏まなくてもその義務を強制的に実現するということが出来るといえる強制的なものがあると思っております、その点についてどのようにお考えになっておるか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 確かにおっしゃるとおりでございます。口頭で言っても聞かないものを文書でちゃんとするのかという話でございますけども、私どもといたしましては、そうした手続を重ねていくことによって、先ほど、多分道路法の原状回復命

令等々おっしゃっているのかなというふうに思うんですけども、そういった強制力を持ったことを執行する前段階の措置として、現在、まず文書でもって速やかに撤去するよう通知をしていくということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） それでは、強制的に執行出来る、執行力を行使する前段として文書での通知をするということで理解をさせていただきたいと思います。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。町営住宅の申し込み書類についてということでございますが、町営住宅を申し込む場合にどのような書類が必要なのか、お尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 町営住宅の申し込みの書類についてでございますけども、若干ちょっと細かくなりますけども、おのおのの提出書類につきまして説明させていただきます。

この提出書類につきましては、斑鳩町町営住宅条例施行規則及び町営住宅入居者募集要領において定めておりまして、具体的に申し上げますと、町営住宅入居申込書、これは当たり前のことでございますけども、そのほか住民票と諸税の完納証明書、所得を証明する書類、現住所付近の略図等となってございます。また、おのおのの申込者の状況によりまして別途提出が必要な書類といたしましては、戸籍謄本、婚姻予約証明書、同居承諾書、生活保護証明書、雇用保険受給者証明書、身体障害者手帳の写し、及び在職証明書となってございます。これは、すべてがそのおひと方で必要なものではなくて、申込者のおのおのの状況によってそれぞれが必要になってくるということでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） その必要な書類の管理等は、町の方で何年ぐらい管理されているのか、お尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 公文書の管理年限につきましては、斑鳩町の役場文書取扱規程に定めておるわけでございますけども、この町営住宅入居者募集関係の書類につきましては、現在のところ永久保存となっております。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 町営住宅というのは、目的として、町民の方々に対する、住宅困

窮者の方々に入居してもらおうというような住宅であると思いますが、その中で、幾度となく何回も何回も抽選を受けても外れているという方からご相談がありましたからこの質問をさせていただくんですが、毎回毎回同じ書類を提出しなくてはならないんですかと。この書類、今、おっしゃったように、永年保存ということでございますので、同一人物の方の提出書類については、かなりの簡素化出来るんじゃないかと思いますが、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） ご質問の複数回、何回も申し込みをされておられる方についても同じような提出書類を求めるのはどうかと、簡素化をしてはどうかということでございますけども、今後、近隣市町村での取り扱いもありましようし、関係法令等の問題もございます。そうしたことで調査を行いまして、省略が可能な書類、例えば先ほど略図とか申し上げましたけども、そうしたものがほんまに必要なんかということも検討をさせてもらいたいというふうに思います。また、その際に、永年保存になっておりますけども、そのことについてもあわせて検討をして、なるべく簡略化出来る方向で検討してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 今、部長、具体的に略図ということだけおっしゃっていただきましたが、住民票にしても納税証明書にしても、庁舎内で、申込者の承諾をいただけたら、把握出来る書類ばかりだと思うんで、そこらもよく考えていただいて、簡素化に向けて進めていただきたいと、そのように思いますので、お願いをしておきます。

それでは、次の質問に移ります。町の所有する土地についてということでございますが、具体的に町営住宅の追手団地の南側にある空き地についてお尋ねをさせていただきたいと思います。この土地については、どのような経緯で取得をされたのか、お尋ねをしておきます。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） ご質問の町営住宅追手団地南側の空き地についての経緯でございますけども、町営住宅の追手団地におきましては、敷地内におきまして駐車場が全戸数分確保されていない状況であります。そうした状況の中で、当該空き地は、町営住宅追手団地の駐車場として使用してくださいということで、そういったことを目的といたしまして、平成12年3月に、公簿面積でございますけども310平米ございま

す、その土地を寄附をしていただきまして、それを受け入れたものでございます。そして、平成12年の4月の24日付で町へ所有権移転登記が完了している物件でございます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） この空き地については、住民の方々から、雑草が茂っているんで町の方をお願いをしていただきたい、草を刈っていただきたいというようなご要望というんですか、お話をよく聞いて、町の方に再三にわたり私もお願いをしている立場でございますので、この管理についてという質問ではございますが、年に数回か、そのように草刈りをしていただいておりますが、どれぐらいの、今、わかるのであれば、経費というんですか、もしかかわかるのであればいいんですが、管理についてということで聞かせをしていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 今、質問者おっしゃったとおり、年に数回とおっしゃいましたけど、もっと実は少なくて、年に1、2回程度でございますけども、業者に対しまして委託を行って草刈り等々行っている状況でございますけども、この経費につきましては、申しわけございません、ただいま持ち合わせておりません。また、後ほどよろしく申し上げます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） それでは、先ほどの答弁で、駐車場が全戸数分確保されていないということではございますが、具体的に戸数分より何台分足りないんですか。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） この町営住宅につきましては、戸数が18戸ございますが、駐車場として確保出来ておりますのはその半分の9台分、残り9台分が整備出来ていないという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 住民の方から、駐車場に使うてほしいという気持ちで町に寄附をいただいている、その気持ちもわかった上で寄附をいただいているわけですから、その台数分に満たなくても、駐車場としての形状を保つというのか、整備をしていくのが、その寄附をいただいた方に対する、気持ちで返さなくてはならないと私は考えますが、③点目の質問になります。その点を踏まえて、整備の方についてはどのような

にお考えになっておりますか。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 当該空き地の今後の整備の予定についてでございます。

先ほども申しあげましたように、この追手団地の敷地内におきましては、全戸数分が確保されてない状況であるわけでございます。当該空き地は、質問者もご存じのように、土地利用をするに当たりまして、樹木も多く茂っております。土地の形状も不整形であるという現状でございます。そうした現状を見る中で、駐車場としてどのように利用していただけるかを、整備に要する費用面もあわせて調査検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） よく聞く調査検討という言葉が最後にいつもつくんですが、これは実施に向けて計画をしていただきたい、そのように思いますが、どうでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） そういう実施して効果があるかも含めて検討をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 検討調査して効果が上がらなかったら実施はしないというような答弁でございますが、駐車場にしてほしいということで寄附をいただいたということは、駐車場にするということで受け取ったんじゃないんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） なるほど、質問者のおっしゃるとおりでございますけども、何分状況が、状況といいますと語弊があるかもわかりませんが、土地の形が大変不整形であるといったことから、何台分とれるかということもございます。今後、維持管理を行う中でも、樹木が、今、多く茂っていることもございますが、それをどうしていくのかということもございますので、それも総合的に判断をしながら決定してみたいというふうに考えているということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） その9台分足らずには満たないかわかりませんが、なるべく寄附をいただいた方の意に沿うように、それをわかって寄附をいただいているわけでございますから、よろしく願いをしておきたいと思っております。

それでは、最後の質問に移ります。墓地の管理についてという質問でございますが、墓地はだれが管理をするのかということでお尋ねをしておきたいと思います。

○住民生活部長（西本喜一君） 墓地の管理についてのご質問でございます。

まず、墓地の経営許可や管理については、墓地、埋葬等に関する法律に定められております。

墓地の経営主体については、地方公共団体、宗教法人、地縁による団体に限られており、管理については、この法律の第12条の規定により、墓地経営者が管理者を置き墓地を管理することとなっております。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 地方公共団体、宗教法人、地縁による団体、この3団体が県の許可を得て経営をし管理者を置くということでございますが、具体的な例を挙げてまたお聞かせをいただきますが、惣明の墓については、以前長年にわたり管理をしていただいた方がお亡くなりになり、その後だれも管理者がいない状況になりまして、お墓をお持ちの方は大変困っておられるというんか、今後、どのようになっていくのか心配をしておられる方々がほとんどでございます。この惣明の墓については、私の調べたところでは、そういう地縁の団体等もございませんし、また先ほど部長がおっしゃられたように、墓地、埋葬等に関する法律の12条の中には、管理者を置き、管理者の本籍、住所並びに氏名を当該、例えば斑鳩町の町長に、市町村長に提出をしなければならないということでございますので、町としては、提出をしなければならないものが提出されていないということでございますから、提出するよという、指導する立場にあると思いますが、その立場上、この墓についてどのような指導をしていただけるのか。また、町が指導していかなければならないのかなと私は考えますが、その点についてどないお考えになっているか、お聞かせをいただきたい。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 墓地の管理につきましては、質問者も、今、おっしゃいましたように、法律の第12条で定められているとおりで、墓地の経営者は管理者を置き、管理者の住所、氏名等を市町村長に届け出なければならないということになっております。

このことから、町といたしましても、管理者がいない墓地の管理につきましては、管理者を置き、適正に管理をしていただくよう指導、助言をしていく必要があると考えて

おります。

ご指摘の墓地につきましては、いわゆる大字墓地ということになりますので、関係する自治会等が経営主体となり、その経営主体で管理者を定めていただき管理していただくことになろうかと思えます。関係する自治会等に対し、管理者の選定、あるいは適正な経営について、町が指導、助言をさせていただきたいと考えておりますけども、古くから存在する墓地でございまして、関係する自治会等も、町といたしましては、現時点で完全に把握しきれておりませんので、しばらくお時間をいただき、調査を進めさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） それでは、地縁による団体をつくっていただいて、管理者の提出を町にさせていただけるまでご指導いただきますようよろしくお願いをしておきたいと思えます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、3番、中川議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。

明日も引き続き午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。どうもご苦労さまでございました。

（午後2時08分 散会）